

令和 8 年度 高岡市の重点事業に関する要望書



国宝
「高岡山瑞龍寺」



国宝
「雲龍山勝興寺」

市内3つの重要伝統的建造物群保存地区



山町筋



金屋町



吉久



伏木曳山祭「けんか山」



重要無形民俗文化財
「高岡御車山祭の御車山行事」

本市の市勢伸展につきましては、日頃格別のご高配を賜っており
厚く感謝申し上げます。

ついては、令和8年度予算編成にあたり、災害復旧・復興をはじめとする本市の重点事業について、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

高岡市長

出町 讓

高岡市議会議長

薮中 一夫

令和6年能登半島地震からの復旧・復興に係る要望について

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、本市において多くの被害が発生しました。令和6年3月には高岡市震災復興計画を策定し、復旧・復興ロードマップに掲げる4つの柱のもとに、国や県の支援をいただきながら復旧・復興に努め、強い高岡の実現に向け取り組んでおります。

復旧・復興ロードマップに位置付けている以下の取組を着実に実施するため、格段のお力添えをいただきたくお願い申し上げます。

I 住まい・暮らしの再建

- 1 地震に備えた宅地・建物の安全確保について【No.47】
 - ・㊦公共施設と宅地の一体的な液状化対策及び住宅の耐震化の推進に向けた財政支援の継続

II 公共インフラ等の復旧

- 2 高規格道路を含む広域道路ネットワークの整備促進について【No.20】
 - ・能越自動車道の被害箇所の早期本復旧
- 3 安全・安心な道づくりの推進等について【No.22】
 - ・道路の復旧に要する財政支援
- 4 日本海側の国際拠点港湾を担う伏木港の被災施設の早期復旧及び整備促進について【No.23】
 - ・伏木富山港伏木地区の伏木港大橋・伏木港陸橋等を含めた港湾施設の復旧事業の促進

III 地域産業の復興

- 5 歴史まちづくりの支援について【No.12】
 - ・文化財等の早期復旧に向けた指導・助言及び財政支援

IV 災害への備え

- 6 再度災害防止対策の推進について【No.47・再掲】
 - ・㊦公共施設と宅地の一体的な液状化対策及び住宅の耐震化の推進に向けた財政支援の継続
- 7 災害に強い地域づくりの推進について【No.45】
 - ・「高岡断層」「射水断層」の地域評価等の早期公表
 - ・㊦地震被害想定調査及び津波シミュレーション調査結果の早期公表
 - ・大規模な災害が発生した際の広域避難における避難者情報集約と関係市町村での共有体制の構築
- 8 罹災調査における判定の取扱いについて【No.46】
 - ・住家被害の罹災調査における液状化等による被害の実態に即した判定基準の見直し
- 9 上下水道整備の推進について【No.41】
 - ・上下水道の耐震化への支援拡充

目次

1. 地方創生に資する取組に対する支援について	1
2. 「とやま呉西圏域」連携中枢都市圏の取組に対する支援について	2

【地域産業】

3. 「ものづくりのまち」高岡の振興について	6
4. 企業立地の推進について	8
5. 伝統産業の振興について	9
6. 農業農村整備事業の促進、農村の地域資源の保全について	10
7. スマート農業の推進等による持続可能な農業体系の確立について	12
8. 鳥獣被害防止対策について	13
9. 森林整備事業の促進について	14
10. 中山間地域等の振興について	16

【歴史・文化】

11. 「旧高岡共立銀行（赤レンガ建物）」の復原修理・耐震補強に対する支援について .	20
12. 歴史まちづくりの支援について	21
13. 「近世高岡の文化遺産群」の世界文化遺産登録について	22
14. 文化芸術の振興について	23
15. 菅笠の保全及び産業振興について	24

【交流・観光】

16. 北陸新幹線の整備促進及び新高岡駅の利便性向上について	28
17. 城端線・氷見線の活性化の推進について	29
18. 万葉線の維持・活性化の推進について	30
19. 持続可能な地域公共交通の実現に向けた取組に対する支援について	31
20. 高規格道路を含む広域道路ネットワークの整備促進について	32
21. 幹線道路の整備促進について	36
22. 安全・安心な道づくりの推進等について	38

23. 日本海側の国際拠点港湾を担う伏木港の被災施設の早期復旧及び整備促進について	39
24. 雨晴海岸の利活用等の推進について	42
25. 中心市街地活性化の推進について	44
26. 広域観光連携の推進について	46

【子育て・教育】

27. 富山県高岡看護専門学校の運営支援について	50
28. 子育て支援策の推進について	51
29. 次代を担う人づくり施策の推進について	52
30. 小中学校の再編統合に係る教育環境の整備促進について	54
31. 新時代の高校教育の充実について	55
32. 公共施設等の適正管理にかかる財政支援について	56

【安全・安心】

33. 自治体情報システムの標準化・共通化に対する支援について	60
34. カーボンニュートラル実現に向けた脱炭素×資源循環の取組について	61
35. 国民健康保険制度の健全な運営に向けた支援について	62
36. 福祉人材の処遇改善等について	63
37. 行政処分等に伴う自立支援給付費等の返還について	64
38. 地域における医療提供体制の確保について	65
39. 県西部における児童発達支援の推進について	66
40. 障害者地域生活支援事業の推進について	67
41. 上下水道整備の推進について	68
42. 安全なまちづくりの推進について	72
43. 消防行政への財政支援について	73
44. 密集市街地の再生に向けた取組の推進について	74
45. 災害に強い地域づくりの推進について	76
46. 罹災調査における判定の取扱いについて	77
47. 地震に備えた宅地・建物の安全確保、再度災害防止対策の推進について	78
48. 河川整備等の促進について	79
49. 砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策の促進について	82

継続

1 地方創生に資する取組に対する支援について

知事政策局（企画室人口未来課）

地方創生局（デジタル化推進室）

【提案・要望事項】

○「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の継続

【現状と課題等】

本市では、人口減少下においても将来にわたって安心・安全で市民が心豊かに暮らせる持続可能な地域経済社会を創るため、様々な分野において地方創生の実現に向けた取組を進めている。

令和7年度においては、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用し、これまで取り組んできた移住・定住の促進や起業・開業支援に加え、本市が誇る「高岡銅器」や「高岡漆器」等の伝統産業を活用した地域経済の活性化に取り組む。また、デジタルの力で、保育園や学校、保護者、給食物資納入者を繋げる「たかおかこども給食管理システム」を導入することで、作業負担軽減及びデータ化による、より安心・安全な給食提供を行う。さらに、令和6年能登半島地震を踏まえ、激甚化する災害への対応を強化するため、避難所の生活環境改善を図るとともに、市民の防災意識醸成、地域防災力の向上を進めていくこととしている。

一方で、全国的にみても人口減少や東京圏への一極集中に歯止めがかからない状況にあり、新しい地方経済や生活環境の創生には、地方創生に向けた地方の主体的な取組や地域の多様な主体を含めた連携事業の推進に継続して取り組むことが重要であり、地方創生に資する取組に対する財政支援の継続について、格段のご配慮を願いたい。

【担当】

未来政策部企画課企画調整係

(TEL:0766-20-1226)

未来政策部情報政策課DX戦略推進係

(TEL:0766-20-1238)

2 「とやま呉西圏域」連携中枢都市圏の取組に対する支援について

地方創生局（ワンチームとやま推進室地域振興課）

【提案・要望事項】

○第3期計画期間（令和8年度～令和12年度）における交付税措置の継続

【現状と課題等】

本市では、射水市とともに複眼型連携中枢都市圏の中心市として、「環日本海の中核拠点」という将来像の実現に向けて、各構成市と連携し、とやま呉西圏域都市圏ビジョンに基づく、「人」「強み」「つながり」の活用・充実を柱とした連携施策に取り組んできた。

これまで、圏域全体の経済成長のけん引や高次都市機能の集積・強化に一定の成果を得ており、第2期都市圏ビジョン（令和3年度～令和7年度）に基づき、生活関連機能提供体制の強化、圏域内外の結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化を図り、住民の満足度を高めるとともに、圏域経済の活性化に努めてきたところである。

令和8年度から開始する第3期都市圏ビジョン期間においては、人口減少が加速する中であって、地域間の連携がますます重要となることから、これまで重層的に進めてきた各種連携プログラムの強化に引き続き取り組むとともに、地域の資源、資産を最大限に活かし、持続可能で安心して暮らし続けていける圏域の実現に向け、こどもや子育ての当事者を地域で支える「こどもまんなかの推進」、専門人材や公共インフラ等の「行政リソースの効率的な活用」、「激甚化する災害への対応力の強化」、「新たな交流・観光施策の展開」や「多様な人材が活躍できる環境づくり」などの視点に基づき取組を強化することとしている。

については、連携中枢都市圏の取組について、格段のご配慮を願いたい。

【担当】

未来政策部企画課連携推進係

(TEL:0766-20-1101)

地域産業

(めざすまちの姿)

1. ものづくり産業が時代の流れに対応し、活性化している
2. 水・緑・食が豊かで暮らしにうるおいがある

(高岡市総合計画第4次基本計画より)

3 「ものづくりのまち」高岡の振興について

観光推進局（観光振興室）

商工労働部（成長産業推進室商工企画課、成長産業推進室エネルギー政策課、
地域産業振興室スタートアップ創業支援課、地域産業振興室経営支援課）

【提案・要望事項】

○ものづくり産業の持続的成長の推進への支援

- ・ 創業や事業承継に取り組む事業者への支援
- ・ 高岡まちなかスタートアップ支援施設「TASU」と県内のスタートアップ施設との連携の推進
- ・ 国内外への地場製品の販路開拓への支援
- ・ 富山県産業技術研究開発センター及び富山県総合デザインセンターの活用の推進
- ・ 産業観光に取り組む事業者への支援

○高機能素材等の活用の促進に向けたものづくり研究拠点の形成支援

- ・ （一社）富山水素エネルギー促進協議会等の新エネルギーの利活用に関する活動への支援
- ・ 富山大学先進アルミニウム国際研究センターを含む先進軽金属材料国際研究機構への研究支援・活用促進
- ・ セルロースナノファイバーの研究支援・活用促進

○高岡テクノドームの利用促進に係る支援と機能の拡充等に係る整備の推進

【現状と課題等】

銅器、漆器等の伝統産業を始め、アルミ、化学、機械など幅広い産業が集積する「ものづくりのまち」である本市では、市内事業者の創業や新商品開発、販路開拓、デジタル化、カーボンニュートラル等の多様な事業展開への支援に取り組んでいる。また、スタートアップ支援施設「TASU」では、起業から事業承継までの伴走支援の取組を進めている。特に事業承継については、令和7年度から、様々な企業情報や補助メニュー等を活かすための経営サポートシステムを試行導入することとしている。

本市は、令和5年度に脱炭素先行地域に県内で唯一選定され、市内企業が主体となったアルミの循環経済モデル構築に取り組んでいる。富山大学は高岡キャンパスにリサイクルアルミの研究拠点を開所し、リサイクルアルミ循環経済モデル構築の取組が科学技術振興機構の共創の場形成支援プログラムの本格型に採択されるなど、動きが加速している。このほかにも、本市には水素をはじめとする新エネルギーや、セルロースナノファイバー等の高機能素材の研究・開発に取り組む事業者を有している。

また、県におかれては、富山県産業創造センター（高岡テクノドーム）において、多機能型の展示場を備えた別館整備等の機能拡充を図るため、技術的な視点から調査検討業務を行い、その方向性を示され、令和7年度、基本設計に取り組むこととされた。

本市としては、県の施策や施設との連携強化に努め、本市ものづくり産業の振興に繋げることが重要であると考えており、引き続き、高岡のものづくりの取組について、格段のご配慮を願いたい。

【担当】	
産業振興部産業企画課新産業創出支援係	(TEL:0766-20-1394)
産業振興部商業雇用課中心市街地活性化係	(TEL:0766-20-1592)

4 企業立地の推進について

商工労働部（成長産業推進室立地通商課）

【提案・要望事項】

- 地域未来投資促進法に基づく土地利用の配慮における対象施設の更なる拡大（産業団地周辺における物流業務施設、鉄道駅周辺における本社機能施設）
- 企業立地助成金の拡充（D Xやカーボンニュートラルに資する設備投資への補助率拡充）

【現状と課題等】

本市では、企業立地のさらなる促進により、地域産業の高度化・高付加価値化を促進するとともに、次代を担う若者の定住を促進する魅力ある就労の場の確保を図ることとしている。

こうしたなか、本市の企業用地の動向として、市所有の産業団地の全ての区画の分譲が完了し、新たな企業立地の受皿確保が急務となっている。これまでに、新たな産業団地の候補地を模索するための適地調査をはじめ、具体的な企業ニーズを把握するための立地意向調査を実施してきたところであり、これらの調査結果を踏まえ、様々な開発手法を検討しながら受皿確保に向けて取り組んでいるところである。

一方、この間の既存企業の工場拡張や新たな企業立地に対しては、市内の空き工場や遊休地を活用しながら企業誘致を推進しているところであるが、地域未来投資促進法に基づく土地利用の配慮における対象施設の更なる拡大をお願いしたい。またソフト面においては、D Xやカーボンニュートラルなど事業効率化や生産性向上を図るための県の企業立地助成金の要件の取扱いについての配慮をお願いしたい。

あわせて、ものづくり産業の活性化に資する企業立地の促進にあたり、企業の立地動向に係る情報共有や連携した積極的な企業誘致活動の実施などについて、引き続きのご配慮を願いたい。

【担当】

産業振興部産業企画課企業立地推進係

(TEL:0766-20-1293)

5 伝統産業の振興について

商工労働部（地域産業振興室伝統産業支援課）

【提案・要望事項】

- 伝統的工芸品「高岡銅器」「高岡漆器」「越中福岡の菅笠」の産地産業の振興への財政支援
- 伝統産業の担い手確保・育成や販路開拓に向けた財政支援
- 中心市街地における（公財）高岡地域地場産業センターの継続的な運営に係る財政支援
- 文化財の修復を通じた高度な伝統技術の伝承及び人材育成への財政支援

【現状と課題等】

本市は、伝統と特色ある地場産業に支えられ、「ものづくりのまち」として発展を遂げてきた。銅器や漆器などに代表される伝統産業は、先人のたゆまぬ努力によって培われた匠の技術・技法を今日まで継承してきたが、近年では事業者の高齢化や後継者不足により伝統工芸品の生産額・事業所数・従事者数とも減少傾向にあり、その背景には生活様式の変化による伝統工芸品需要の伸び悩みなどがある。

伝統産業の活性化を図るためには、まずは広く「ものづくり」に触れ親しみ、技術を学ぶ環境を整備することで伝統工芸品の認知度の向上を図るとともに次代の伝統工芸士や技術保持者を担う若手の芽を育む取組により、高度な技術の継承や後継者育成に繋げることが重要である。また、広く国内外の方を対象に伝統産業の魅力と情報を発信し、販路を拡大していくことも必要である。

このため、本市では伝統工芸産業養成スクールの実施等により、若手技術者の育成に努めている。また、中心市街地にある（公財）高岡地域地場産業センターを地域の伝統産業の拠点として活用し、まちなかからの情報発信の強化や、販路の拡大につなげていくほか、海外販路の開拓のための市場調査の実施や、文化財修復の分野における高度な伝統技術の活用など、新たに市場開拓を進めているところである。

また、県におかれては令和6年度より伝統産業支援課を設置し産地組合や支援機関等で構成する伝統工芸品の部会を開催するなど、伝統産業分野の課題解決に取り組んでいただいております。今後も国及び県との更なる連携強化に努めていきたいと考えています。

については、高岡の伝統産業の振興の取組について、格段のご配慮を願いたい。

【担当】

産業振興部産業企画課総務・金融係
産業振興部デザイン・工芸センター

(TEL:0766-20-1285)

(TEL:0766-62-0520)

6 農業農村整備事業の促進、農村の地域資源の保全について

農林水産部（農村整備課、農村振興課）

【提案・要望事項】

- 農地などの洪水被害を解消し安全安心な農村環境づくりに向けた事業の促進
 - ・農村地域防災減災事業
 - 「針山口六ヶ用水地区」、「射水排水機場地区」
- 老朽化した農業水利施設の更新と農業の生産性向上に向けた水田の大区画化や汎用化の促進
 - ・基幹水利施設ストックマネジメント事業
 - 「庄西2期地区」、⑨「庄川左岸幹線水路地区」
 - ・農地整備事業（経営体育成型）
 - 「今泉地区」、「大滝一期地区」、「大滝二期地区」、「駒方地区」
 - ・農地整備事業（農地中間管理機構関連）「開ほつ地区」
 - ・水利施設等保全高度化事業（排水対策特別型） 「国吉地区」
- 農地・農業用水や環境等地域資源の保全管理活動への財政支援
 - ・多面的機能支払交付金活動組織への財政支援

【現状と課題等】

農業農村地域では、農業水利施設の老朽化等の進行により、農地の有する食料生産能力の低下のみならず、国民の生命や財産にも多大な損害をもたらすことが危惧されている。また、過疎化・高齢化・担い手不足により、農地などの生産基盤を管理する地域活力の低下などの問題に直面している。

このため、効率的かつ安定的な農業経営を確立するためだけでなく、自然環境の保全、災害防止、水資源の涵養など農地の持つ多面的機能の確保や、流域全体で水害を軽減させる流域治水の観点も踏まえた公益性の高い農業農村整備事業の確実な実施や集落機能の維持が求められている。

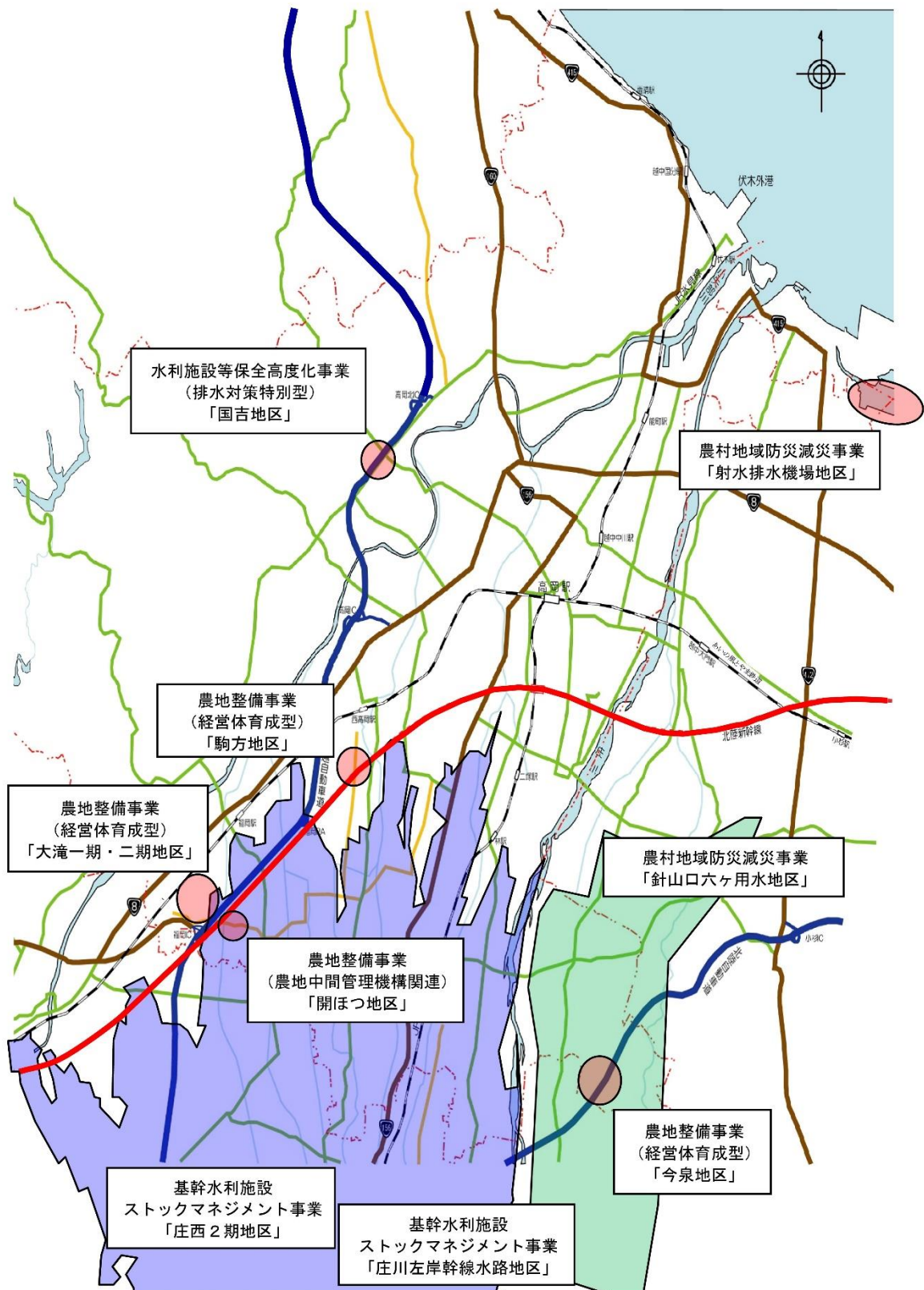
ついては、農業農村整備事業や農村の地域資源保全について、格段のご配慮を願いたい。

【担当】

産業振興部農地林務課土地改良・農村整備係

(TEL:0766-20-1317)

農業農村整備事業の促進



7 スマート農業の推進等による持続可能な農業体系の確立について

農林水産部（農産食品課、農業経営課、農業技術課）

【提案・要望事項】

- ㊦令和9年度からの水田政策の見直しに向けた品目別の支援策の検討における、
麦・大豆や米粉用米等の生産拡大に対する配慮
- 担い手確保及び経営継承促進への支援の拡充
 - ・新規就農者育成総合対策の対象年齢の拡大
 - ・経営継承前の人材育成や継承時経費への支援
- 地域の実情に合わせたスマート農業の推進
 - ・スマート農業用機械等の導入のための財政支援の拡充（経営規模要件の緩和等）

【現状と課題等】

国においては、令和9年度からの水田政策の見直しが予定されているところであるが、米の需要が年々減少する中、米を主体とした作付け体系が定着している本市農業の持続のためには、麦・大豆のほか米粉用米、飼料用米等の生産拡大や水稲と高収益作物を組み合わせた経営の複合化に引き続き取り組み、農業者の所得安定と農地の保全管理を一体的に推進する必要がある。

また、農業者の高齢化や後継者不足に適切に対応し、農業を将来にわたって持続的なものとしていくためには、新たな担い手の確保や若年世代への技術継承などを一層強化しなければならない。そのためには、現行の新規就農者対策事業で支援対象とされていない50歳代の就農希望者を支援の対象に加えることや、経営継承の促進に向け、経営継承後の支援に加え、継承前の人材育成や継承時の経費などについても支援することが有効と考える。

さらに作業の効率化や生産性・収益向上などを目指しスマート農業を積極的に推進するにあたっては、地域農業を担う中小規模の担い手も活用しやすい支援制度であることが有効と考えている。

については、持続可能な農業体系を確立し、農業を魅力ある産業として成長させていくための取組について、格段のご配慮を願いたい。

【担当】

産業振興部農業水産課農産・畜産・水産係
産業振興部農業水産課農政係

(TEL:0766-20-1310)

(TEL:0766-20-1308)

継続

8 鳥獣被害防止対策について

生活環境文化部（自然保護課）

農林水産部（農村振興課）

【提案・要望事項】

- 鳥獣被害防止総合対策交付金の継続及び鳥類対策の効果的な手法等の技術的指導
- 富山県鳥獣被害対策強化支援事業の継続
- 指定管理鳥獣捕獲等事業によるイノシシやツキノワグマの個体数管理の徹底と人材の育成

【現状と課題等】

本市では、平成22年頃からイノシシによる農作物被害が散見されたことから、平成23年度から鳥獣被害防止総合対策事業を、令和2年度からは富山県鳥獣被害対策強化支援事業も活用してイノシシ用の侵入防止柵及び捕獲檻を整備し、被害防止対策に取り組んできているが、捕獲檻の管理や捕獲イノシシの処分、侵入防止柵の管理、生息環境管理のための藪刈払いなどが地域住民の大きな負担となっており、今後とも負担軽減や捕獲意欲の向上のための対策が必要である。

また、カラスやアオサギ等の鳥類による農作物被害の報告も増えており、捕獲や追い払いに対する効果的な手法等の確立が求められている。

さらに、本市や周辺自治体の市街地におけるツキノワグマの目撃情報が増加傾向にあることから、人身被害の未然防止対策として、指定管理鳥獣捕獲等事業による適正な個体数管理の徹底が必要となっている。

については、鳥獣被害防止対策について、格段のご配慮を願いたい。

【担当】

産業振興部農業水産課農産・畜産・水産係

(TEL:0766-20-1310)

9 森林整備事業の促進について

農林水産部（森林政策課）

【提案・要望事項】

○水と緑の森づくり事業

- ・ 里山再生整備事業推進への支援の継続
- ・ みどりの森再生事業推進への支援の継続

○森林病虫害等防除事業

- ・ 松太枝浜海岸保安林のマツクイムシ防除事業推進への支援の継続

○県営治山事業

- ・ 山地災害重点地域総合対策事業（五位地区、境地区）の促進
- ・ 保育事業（太田地区、頭川地区）の促進

【現状と課題等】

本市の森林は、戦後に造成された人工林が本格的な利用期を迎えており、その森林資源を循環利用することにより、林業の成長産業化と森林が持つ水源の涵養や山地災害防止などの公益的機能の発揮を図ることが求められている。

また、担い手の減少や高齢化、所有者不明森林の増加等から、森林施業が行き届かず荒廃が進んだ森林も増加しており、対策が必要となっている。

本市では、水と緑の森づくり税を財源とする「水と緑の森づくり事業」に積極的に取り組み、森林の公益的機能の発揮の向上に努めるとともに、市民の安全を守る山地災害の対応や森林病虫害対策を行っている。

また、平成31年4月より施行された森林経営管理制度を活用し、所有者不明森林の対応に取り組んでいるところである。

こうしたなか、近年、頻発化・激甚化する自然災害への対応、本格的な利用期を迎えた森林資源の循環利用の推進、カーボンニュートラルへの対応など、これまで以上に森林整備の重要性が高まっている。

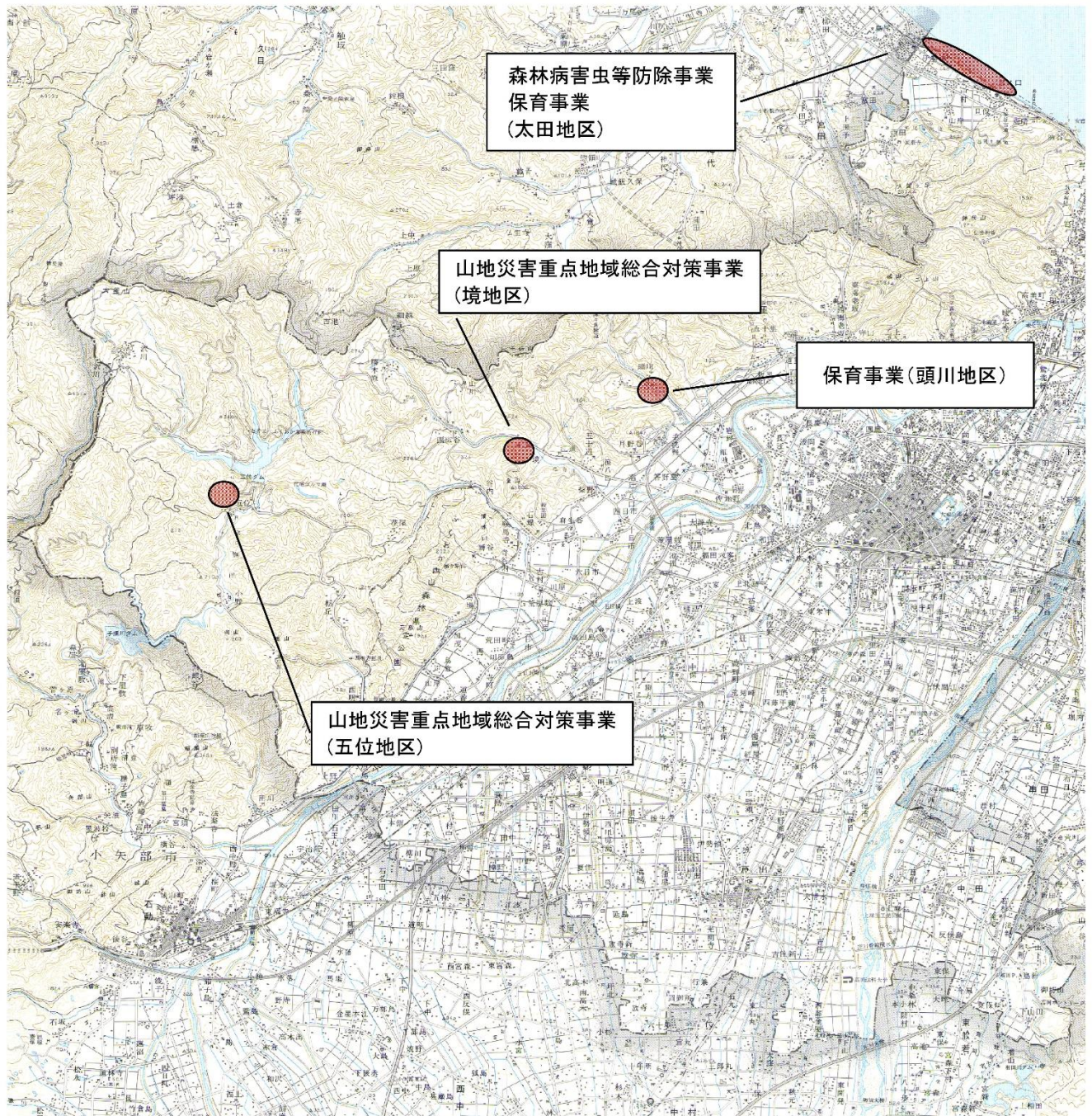
については、森林整備事業への支援等について、格段のご配慮を願いたい。

【担当】

産業振興部農地林務課林務係

(TEL:0766-20-1316)

治山事業・森林病虫害等防除事業位置図



10 中山間地域等の振興について

地方創生局（ワンチームとやま推進室 中山間地域支援・移住促進課）
農林水産部（農業経営課、農村振興課）

【提案・要望事項】

- 中山間地域等の農地等の保全・活用の取組への財政支援
 - ・中山間地域等直接支払交付金（棚田地域振興加算を含む）の継続
- 中山間地域等条件不利農地集積支援事業における採択要件の緩和
- 地域活動等を行う人材等の育成支援や、地域活動への支援等の継続

【現状と課題等】

本市では、中山間地域等の振興を図るため、中山間地域等直接支払交付金等を活用した地域ぐるみでの農地等の保全活動や、県の中山間地域等条件不利農地集積支援事業等を活用した不整形・狭小等の生産条件が不利とされる農地の改良支援に取り組んでいる。本市の中山間地域等は、平地に比べ人口減少・高齢化が急速に進行している状態にあり、農地の持続的な活用・管理や、地域社会を持続的なものとしていくためには、引き続き各対策の継続が必要であると考えている。

中山間地域等直接支払制度は令和7年度からは第6期対策（令和7年度～11年度）が開始しており、本市では本制度を最大限に活用し、長期的に地域活性化を図ることとしている。

県の中山間地域等条件不利農地集積支援事業については、「農地中間管理機構から新たに借り入れた未整備農地等の条件不利農地であること」が採択要件となっているが、条件不利農地ゆえに賃貸借に結びつかず、地権者自ら農地の耕作・維持をしているケースで活用が難しい状況もある。

また、県の中山間地域「話し合い」促進事業や中山間地域チャレンジ支援事業等を活用することで新たな事業の発掘や、都市農村交流の促進による関係人口の創出、棚田地域振興法による指定棚田を利用した地域振興活動を促進し、活性化に繋げていくこととしている。さらに、県のサポート人材育成支援等においても、地域住民と話し合いながら活用したいと考えている。

については、中山間地域等の振興について、格段のご配慮を願いたい。

【担当】

（農地保全等について）

産業振興部農業水産課農政係 (TEL: 0766-20-1308)

（地域活動支援、交流人口創出について）

産業振興部地域振興交流課振興係 (TEL: 0766-64-1426)

歴史・文化

(めざすまちの姿)

1. 世代を超えて受け継がれてきた歴史資産が大切に継承され、輝いている
2. 暮らしの中に万葉と前田家ゆかりの文化が息づいている

(高岡市総合計画第4次基本計画より)

11 ㊦「旧高岡共立銀行（赤レンガ建物）」の復原修理・耐震補強に対する支援について

教育委員会（生涯学習・文化財課）

【提案・要望事項】

○㊦復原修理・耐震補強に対する国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金等の採択

【現状と課題等】

本市では、山町筋が重要伝統的建造物群保存地区に選定されてから、伝統的建造物の修理、非伝統的建造物の修景について継続的に支援し、保存地区の魅力向上に取り組んでいる。

この保存地区の西側に立地する「旧高岡共立銀行（赤レンガ建物）」は、県内唯一の辰野式と称される本格的洋風建築物である。令和4年3月に「旧高岡共立銀行保存活用計画」を策定した際、有識者からは、外観の意匠や内部の金属天井等の意匠的価値、耐震性の向上を図るための技術変遷を示す史料価値などが認められ、高い文化財的価値を有する建築物として評価されている。

その後、この計画を基本に、民間活力活用による文化財的価値の保存と交流拡大に資する機能の両立を図るためサウンディング調査等を実施し、令和6年度には公募により利活用事業者を選定、令和7年度に民間事業者に譲渡する契約を締結したところである。

この建築物の外観の復原修理、耐震補強を行い、県内唯一の辰野式と称される本格的洋風建築物を保存し、文化財的価値を活かしながら、民間活力により飲食や宿泊といった賑わいや交流を生む利活用をすることで、伝統的建造物保存地区の魅力向上に大いに寄与することだけに留まらず、開業後には当該建物が核となり、周辺文化財の保存・活用に資することが期待される。

ついては、「旧高岡共立銀行（赤レンガ建物）」の復原修理、耐震補強などに対する国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金等の採択について、格段のご配慮を願いたい。

【担当】

未来政策部未来課

(TEL:0766-20-1320)

教育委員会文化財保護活用課活用係

(TEL:0766-20-1453)

12 歴史まちづくりの支援について

土木部（道路課、都市計画課、建築住宅課）
教育委員会（生涯学習・文化財課）

【提案・要望事項】

- 歴史まちづくり計画事業の推進に対する指導・助言及び財政支援
 - 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
 - ・金屋鑄物師町交流館整備事業
 - ・吉久地区道路修景整備事業
 - ・県道岡笹川線道路整備事業
 - 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
 - ・重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業（山町筋・金屋町・吉久）
 - ・菅笠保全対策事業
 - ・越中国府関連遺跡調査事業
 - ・御車山保存修理事業
 - 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業
 - ・高岡城跡保存整備事業（危険樹木等伐採）
 - 文化資源活用事業費補助金
 - ・日本遺産魅力発信推進事業
- 震災により被災した文化財等の早期復旧に向けた指導・助言及び財政支援
- 文化資源活用事業費補助金等の拡充及び弾力的運用
- 菅田等の重要文化的景観選定に向けた指導・助言

【現状と課題等】

本市では、第2期歴史まちづくり計画(令和3年度～令和12年度)に基づき、歴史と文化を反映した工芸技術や地域固有の祭礼・年中行事等の継承と育成、歴史的建造物等の保存・活用、歴史的な町並みの保存と周辺環境との調和に取り組んでいる。

令和4年12月の勝興寺の国宝指定によって、本市は2つの国宝があるまちとなり、これまで以上に文化財や、それを織りなす歴史的な背景についての市民の関心が高まっているほか、地域の伝統行事等の伝承事業に対する支援等によって、文化財の保護と地域伝統行事の継承への意識・機運が醸成されている。

また、令和6年能登半島地震によって被災した国宝・重要文化財建造物や国史跡、重要伝統的建造物群保存地区等の早期復旧に向けて、国・県の災害復旧への支援事業を活用しながら取組を進めている。

引き続き、先人から受け継がれてきた歴史的資産の調査研究を進めながら保存していくとともに、積極的な活用を図り、その魅力の発信に取り組んでいくことが必要である。

については、高岡市の歴史まちづくりの取組について、格段のご配慮を願いたい。

【担当】

産業振興部産業企画課総務・金融係	(TEL: 0766-20-1285)
都市創造部景観みどり課景観係	(TEL: 0766-20-1407)
教育委員会文化財保護活用課活用係	(TEL: 0766-20-1453)

13 「近世高岡の文化遺産群」の世界文化遺産登録について

観光推進局（観光資源活用室世界遺産・ふるさと教育推進課）

教育委員会（生涯学習・文化財課）

【提案・要望事項】

- 「近世高岡の文化遺産群」の世界文化遺産暫定一覧表への記載
- 「近世高岡の文化遺産群」の課題解決に向けた調査研究の強化

【現状と課題等】

本市と富山県が共同で提案した「近世高岡の文化遺産群」については、平成20年9月に世界遺産暫定一覧表候補の文化資産に位置づけられ、「歴史の重層性を示す史跡、歴史的建造物及び建造物群で構成され、近世都市が城下町から商工業都市へと発展する過程を伝える資産」として、高い価値を有していると評価される一方で、暫定一覧表への記載に向け、文化審議会から課題の指摘を受けた。

本市では、指摘に対応するため、構成資産の文化財指定への取組を積極的に進め、個々の資産の文化的価値を高めながらその保護に努めてきた。これまでの高岡城跡や前田利長墓所の国史跡指定、金屋町・吉久の重要伝統的建造物群保存地区選定に加え、令和4年12月に勝興寺の国宝指定、令和6年8月に重要文化財・菅野家住宅が追加指定されたところである。

今後も文献資料調査など、引き続き個々の資産の調査や同種資産との比較研究を行うとともに、全国各地の市町村との連携を進めていく。

また、富山県におかれては、立山砂防において有識者会議や毎年国際フォーラムを開催するなど、世界遺産登録に必要な顕著な普遍的価値の検討・発信のノウハウを蓄積されている。

については、「近世高岡の文化遺産群」が世界遺産として普遍的価値を持つものとして評価されるよう、引き続きご支援いただくとともに、主題の再整理や構成資産の組み替えに向け、国際的評価視点に基づいた調査研究の取組に、主導的にご尽力をいただけるよう、ご配慮を願いたい。

【担当】

教育委員会文化財保護活用課文化財保護係

(TEL:0766-20-1463)

14 文化芸術の振興について

生活環境文化部（文化振興室文化政策課、文化振興室芸術振興課）

【提案・要望事項】

- 文化芸術の振興による魅力ある地域づくりの推進に対する継続的な財政支援
- 本市の歴史・文化資産である伝統工芸・万葉集などの魅力を日本固有の文化として国内外に発信し、関心を高めるための取組の推進

【現状と課題等】

本市は、高岡銅器や高岡漆器といったものづくりのまちとしての伝統文化、加賀前田家ゆかりの町民文化、万葉集の代表的歌人大伴家持が多くの秀歌を残したことに由来する万葉文化など、多様な文化資源を有している。

本市ではこれらの豊かな文化資源を活かし、こども、子育て世代を中心に、幅広い世代が、本市の持つ豊かな文化や芸術に気軽に触れ親しむことのできる環境の整備や、文化芸術活動に参画できる機会の創出に取り組んでいる。また、芸術文化団体、ものづくりに関わる職人、企業関係者や学生などの分野を超えた連携を推進している。こうした取組によって、地域に根差した文化への理解や共感、文化芸術を支える裾野を広げ、新たな発想や新たな価値が創出されるクリエイティブなまち、将来にわたって豊かな文化を引き継いでいくことのできるまちを目指している。

文化芸術の持つ創造性を地域の発展につなげるこれらの取組は、「文化芸術推進基本計画（第2期）」に掲げる価値創造と社会・経済の活性化と、重点取組「文化芸術を通じた地方創生の推進」と方向性を同じくしており、「文化芸術立国」の実現に資するものである。

については、文化芸術の振興及び文化芸術による魅力ある地域づくりの推進について、引き続き、格段の支援を賜りたい。

【担当】

生活環境文化部文化国際課文化振興係

(TEL:0766-20-1255)

15 菅笠の保全及び産業振興について

商工労働部（地域産業振興室伝統産業支援課）

農林水産部（農産食品課）

教育委員会（生涯学習・文化財課）

【提案・要望事項】

- 民俗文化財の伝承・活用に対する継続的な財政支援
- 菅栽培者や菅笠製作の担い手確保に向けた財政支援
- 菅笠産業の育成に対する財政支援

【現状と課題等】

菅笠は、日本各地の祭礼や観光イベントには欠かせない必需品として重宝されており、本市では全国の約9割を生産している。

本市は、現在日本で唯一、菅の栽培から笠骨づくり・笠縫い・仕上げを経て出荷するまでの一貫した生産技術体系を保持しており、平成21年3月に「越中福岡の菅笠製作技術」が重要無形民俗文化財として、平成29年11月には「越中福岡の菅笠」が伝統的工芸品として国より指定された。

一方、菅栽培者や菅笠職人の高齢化、後継者不足が深刻化していることから、本市では「越中福岡の菅笠製作技術保存会」や「越中福岡の菅笠振興会」、「越中福岡スゲ生産組合」などの団体と共に菅笠づくりの後継者育成講座や、地域で菅栽培や菅笠づくり体験を行うことにより製作技術・文化の継承や保存に取り組んでいる。

また、菅笠産業の活性化を図るため、後継者の育成、販路開拓やブランド力強化にも取り組んでいる。

ついては、令和8年度以降の菅笠の保全及び産業振興の取組について、格段のご配慮を願いたい。

【担当】

（民俗文化財について）

産業振興部地域振興交流課振興係

（TEL：0766-64-1426）

（産業振興について）

産業振興部産業企画課総務・金融係

（TEL：0766-20-1285）

交流・観光

(めざすまちの姿)

1. 高岡の魅力を積極的に発信し、たくさんの人が訪れるようになっている
2. 生活の利便性が向上し、市街地に人が行き交いにぎわっている
3. 交通ネットワークを活かし、県西部の中核的役割を果たしている

(高岡市総合計画第4次基本計画より)

16 北陸新幹線の整備促進及び新高岡駅の利便性向上について

観光推進局（観光振興室）

交通政策局（地域交通・新幹線政策室広域交通・新幹線政策課）

【提案・要望事項】

○北陸新幹線の整備促進

- ・大阪までの早期整備

○北陸新幹線新高岡駅の利便性向上

- ・「かがやき」の新高岡駅停車に向けた取組への助言及び取組強化への支援
- ・「はくたか」の所要時間の短縮及び増便
- ・「つるぎ」の新高岡駅に停車する速達タイプの運行継続と乗継利便性向上
- ・関西圏・中京圏への乗継利便性向上

【現状と課題等】

富山県西部地域は、関西方面との経済交流も活発なことから、大阪までの整備を実現することにより、はじめて北陸新幹線の整備効果が最大限に発揮されるものと考えており、大阪までの早期整備をお願いしたい。

北陸新幹線金沢・敦賀間開業により、本市を含めた北陸地域と首都圏とのアクセスが維持確保されるとともに、関西圏との移動利便性が向上した。特に速達タイプの便の新高岡駅への停車は、交流人口拡大による賑わい創出や地域の経済活動をけん引する原動力となることから、本市を含む富山県西部地域では、「かがやき」停車をはじめ、速達タイプの「つるぎ」の運行継続等、新高岡駅における利便性の高い運行形態の継続に向けた様々な取組を行ってきたほか、新高岡駅を基点とした飛越能地域への誘客拡大・定着を図るため、関西・中京圏も意識した誘客事業を展開してきたところである。新高岡駅が「飛越能の玄関口」として多くの方に選ばれ続ける駅となるよう、引き続き、更なる誘客促進や富山県西部並びに飛越能地域との連携強化、北陸地域内の交流促進に鋭意取り組んでいくこととしている。

ついては、北陸新幹線の整備促進及び北陸新幹線新高岡駅の利便性向上の取組について、格段のご配慮をお願いしたい。

【担当】

未来政策部総合交通課新幹線・交通政策係

(TEL:0766-30-6505)

17 城端線・氷見線の活性化の推進について

観光推進局（観光振興室観光戦略課）
交通政策局（地域交通・新幹線政策室広域交通・新幹線政策課、
地域交通・新幹線政策室城端線・氷見線再構築推進課）

【提案・要望事項】

- 城端線・氷見線沿線地域公共交通計画の推進
 - ・城端線・氷見線の利用促進に係る事業への財政支援
- 「城端線・氷見線鉄道事業再構築実施計画」の推進
 - ・利便性向上や持続性向上に係る事業への財政支援
(新型車両の導入、両線の直通化、施設改良等)

【現状と課題等】

J R城端線・氷見線は、従来から沿線住民の日常の生活の足として多くの方に利用され、県西部地域における重要な路線となっている。

これまで、沿線市、交通事業者等で構成する城端・氷見線活性化推進協議会が策定した「城端線・氷見線沿線地域公共交通網形成計画」、「城端線・氷見線沿線地域公共交通計画」等に基づき、城端線の増便試行や観光列車「べるもんた」とのタイアップ事業、沿線イベントとのコラボ企画といった利便性向上や利用促進に努めるなど、沿線地域の実情にあった持続可能な公共交通網の形成を目指した取組を進めているところである。

また、令和6年2月からは、県、沿線4市、J R西日本、あいの風とやま鉄道が連携し、改正地域交通法の施行後、初の認定を受けた「城端線・氷見線鉄道事業再構築実施計画」に基づく事業に着手しており、令和8年度は交通系ICカードの運用が本格化することに加え、新型鉄道車両の導入に向けた動きが加速することとなっている。このほか、両線の直通化に向けた検討、運行本数の増加等の利便性向上に向けた事業が進められ、新型鉄道車両導入完了の時期（計画策定から概ね5年後を想定）を目途に、J R西日本からあいの風とやま鉄道に経営移管される予定である。

城端線・氷見線が持続可能で利便性の高い路線となるよう、利用促進を図るとともに、再構築事業を着実に推進していくことが、本市のみならず、県西部地域の活性化に大きく寄与することから、両線の活性化の推進について、格段のご配慮を願いたい。

【担当】

未来政策部総合交通課広域交通係

(TEL:0766-20-1488)

18 万葉線の維持・活性化の推進について

交通政策局（地域交通・新幹線政策室広域交通・新幹線政策課）

【提案・要望事項】

○地域公共交通確保維持改善事業費補助金の継続

- ・鉄道軌道安全輸送設備等整備（重軌条化、枕木更新、軌道道床・踏切保安設備の更新、電柱の更新）

○地域における受入環境整備促進事業補助金の継続

- ・インバウンド対応型鉄軌道車両整備（車両検査）

○新庄川橋架替事業に伴う鉄道事業者の負担に係る財政支援

【現状と課題等】

高岡軌道線・新湊港線（万葉線）は、本市と射水市を結ぶ絆としての重要な生活路線である。

この万葉線の存続を図るため、平成14年度から、県の支援と両市民の参加・協力を得て新たに設立した万葉線株式会社が、当時の運行主体であった加越能鉄道株式会社より営業譲渡を受け、路面電車としては、全国初の第三セクター方式によりその運行を引き継いでいる。

万葉線株式会社においては、これまで安全・安心な輸送サービスの提供を最優先に、各種イベント時の臨時便や企画電車等、利便性、快適性の向上に努めてきたところであり、令和6年9月からは全国交通系ICカードを導入してキャッシュレス環境を整えるなど、国内旅行者やインバウンドの取り込みも含めた利用者増に努めているところである。

しかし、近年、老朽施設・設備等の更新や車両の修繕、車両検査に要する経費が増大する一方で、国等の補助金の確保が厳しくなっていること、加えて、現在、設計及び施工の見直しが進められている新庄川橋架替事業の進捗により、今後、万葉線株式会社の費用負担がさらに大きくなることが見込まれる。また、保有車両については、電子部品の老朽化によって運行障害が多発しており、その修繕に不測の日数と多額の経費を要していることから、今後の安定した運行ダイヤの確保と効率的な経営を図るため、令和9年度から順次、車両を更新することとしている。

本市としても、射水市や万葉線株式会社と一体となって利用促進に努めているところであり、万葉線の運行施設・設備等の老朽化も進行するなか、安全・安心な運行と利便性向上に資する設備投資等が必要である。

については、万葉線の維持・活性化について、格段のご配慮を願いたい。

【担当】

未来政策部総合交通課広域交通係

(TEL:0766-20-1488)

19 持続可能な地域公共交通の実現に向けた取組に対する支援について

交通政策局（地域交通・新幹線政策室交通戦略企画課）

【提案・要望事項】

- 住民主体の地域交通システム（市民協働型地域交通システム）への支援
 - ・住民が主体となった、地域の実情やニーズに対応した地域交通システム導入の取組に対する補助制度の拡充
- 交通事業者の人材確保・経営改善に対する支援の拡充

【現状と課題等】

本市では、鉄軌道やバス路線等の公共交通基盤を背景に、安心・快適に暮らし続けられる都市構造を目指すコンパクト・アンド・ネットワークのまちづくりを推進しており、令和5年度に新たに策定した高岡市地域公共交通計画（令和6年度～令和10年度）に基づき、既存公共交通機関の活性化や、住民が主体となって運行する地域交通システム（市民協働型地域交通システム）をはじめ、まちづくり施策と連動した総合交通施策を展開している。

人口減少・少子高齢化の中においても、公共交通を持続可能なものとするため、本市では、地域の実情やニーズに対応した住民主体の市民協働型地域交通システムの導入を促進し、主要な公共交通機関と各地域とを繋ぐことによって市域全体の移動利便性を高めていく「高岡型コミュニティ交通」を確立していくこととしている。その確立にあたっては、地域交通サービスを「公共サービス」と捉え、行政、市民、民間事業者が一丸となって取り組むとともに、それぞれが利便性の確保に向け、当事者として自らの「投資」と「参画」により実現を目指すこととしている。

また、近年は公共交通の担い手不足が深刻化しており、生活路線の維持、存続に支障をきたしていることから、本市においても、国と県の支援制度とも協調し、事業者支援に取り組んでいるところである。

については、交通事業者の人材確保・経営改善に対する支援及び住民主体の地域交通システムへの支援の継続について、格段の配慮を願いたい。

【担当】

未来政策部総合交通課地域交通係

(TEL:0766-20-1139)

20 高規格道路を含む広域道路ネットワークの整備促進について

土木部（道路課、都市計画課）

【提案・要望事項】

○東海北陸自動車道

- ・飛騨清見IC～小矢部砺波JCT間において事業中の4車線化整備の促進及び飛騨トンネルを含む未着手区間の早期事業化

○能越自動車道

- ・震災による被害箇所の早期本復旧
- ・高岡IC以北の暫定2車線区間における事故渋滞対策（付加車線整備等）の促進
- ・輪島道路（輪島IC（仮称）～のと三井IC間）及び田鶴浜七尾道路（病院西IC（仮称）～七尾IC間）の早期完成
- ・国の一元管理による一体的かつ計画的な維持整備や緊急時における機動的な運営管理など、利用者の利便性向上策の実施
- ・（仮称）福岡PAICの整備推進
- ・⑨能越自動車道高岡北IC入口交差点事故対策

○一般国道8号

- ・六家立体の整備促進 石塚～六家 延長1,300m
- ・下菟自転車歩行者道の整備促進 下菟～大滝 延長 540m
- ・柴野内島～立野の整備促進 延長 900m
- ・無電柱化の促進
〔整備促進〕昭和町電線共同溝（昭和町～羽広）、羽広電線共同溝（羽広～上北島）、六家電線共同溝（上北島～内島）、下菟地区電線共同溝（福岡町下菟～福岡町大滝）

○一般国道156号

- 清水町一丁目～南幸町の早期事業着手 延長 370m
- ・無電柱化の促進
〔整備促進〕内免電線共同溝（内免二丁目～四屋）
〔早期事業着手〕清水町一丁目～南幸町
- ・事故危険区間の安全対策の促進
〔整備促進〕南町交差点、卸売市場口交差点
〔早期事業着手〕清水町交差点

○高岡環状道路

◇主要地方道高岡環状線

- ・高架道路の整備促進 上伏間江～佐野 延長2,580m
佐野～石塚 延長1,700m

◇高岡環状道路（北側区間）の早期事業着手 下田～高岡北IC

【現状と課題等】

東海北陸自動車道など、広域道路ネットワークの充実を図ることは、地域産業を物流面から支援するだけでなく、豪雨や豪雪、大地震等の災害時においても、被災地の迅速な復旧・復興、企業等の事業の継続を支援することにつながる。

令和6年能登半島地震により、大規模な崩壊等による甚大な被害が発生した能越自動車道については、能登地域の復旧・復興活動のためにも一刻も早い復旧が求められている。

また、高岡環状線道路（北側区間）は能越自動車道と一体で本市の環状ネットワークを形成する高規格道路の一部であり、本市においては、広域交通拠点（駅、港、IC）を概ね10分間で結ぶ戦略的道路と位置付けている。高岡環状線道路の整備はこれからの本市のまちづくりを大きく前進させるものであり、早期事業着手の必要性がより一層高まっている。

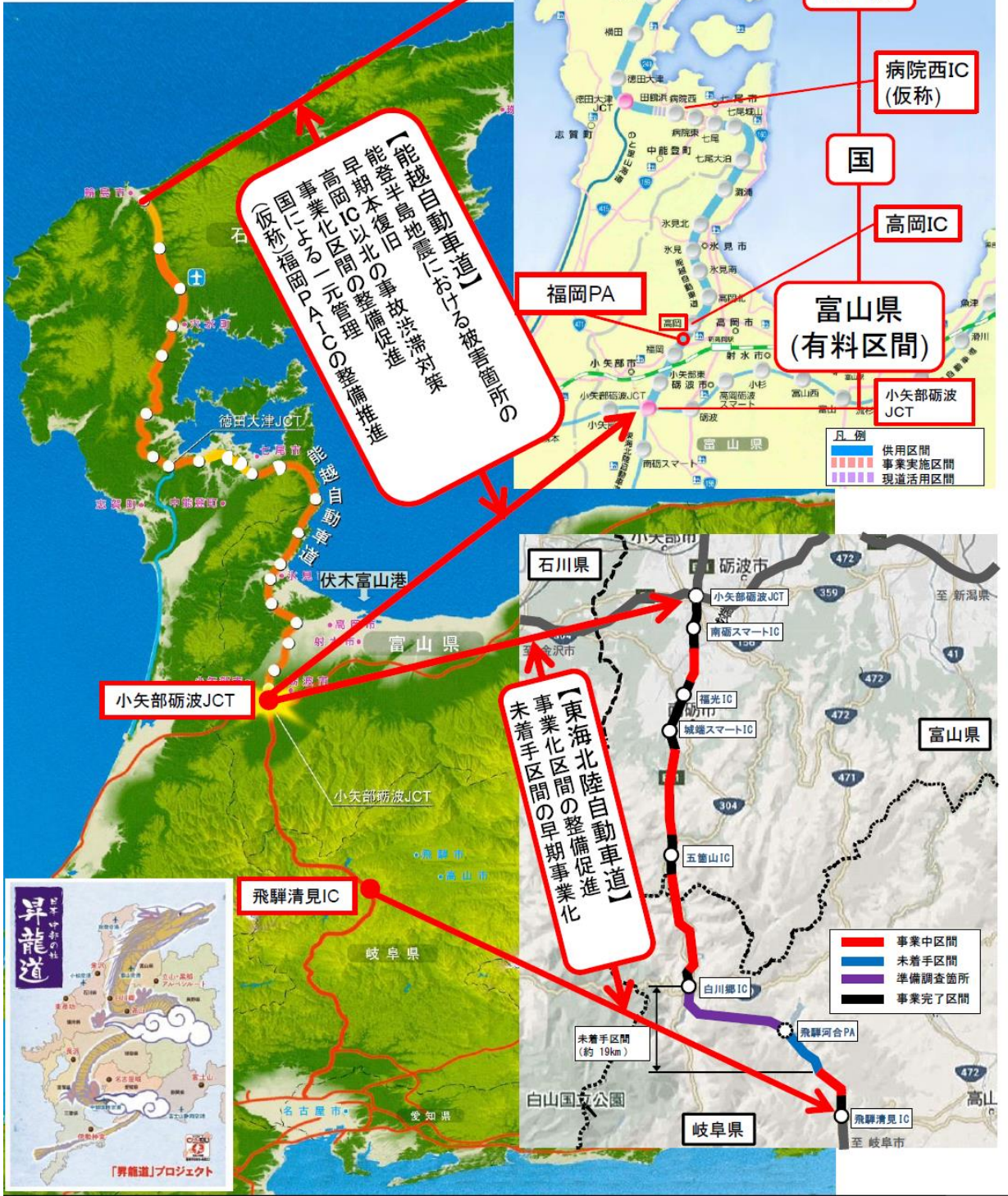
については、道路予算総額の確保及び広域ネットワークのより一層の整備促進、能越自動車道の強靱な幹線道路としての早期復旧と一日も早い全線開通に向けて、格段のご配慮を願いたい。

【担当】

都市創造部道路整備課道路政策係

(TEL:0766-30-7302))

○東海北陸自動車道
○能越自動車道



高規格道路を含む広域道路ネットワークの整備促進について



21 幹線道路の整備促進について

土木部（道路課、都市計画課）

【提案・要望事項】

（県事業）

○県道の整備促進

- ・姫野能町線二期区間（中曽根～作道）
- ・高岡環状線（波岡～長慶寺）
- ・本保福岡線（一般国道8号～福岡町一歩二歩）
- ・高岡氷見線（岩坪地内）ほか

○都市計画道路の整備促進

- ・戸出東西中央線（戸出町二丁目～戸出町一丁目）
- ・片原町伏間江線（下関町交差点、館川町交差点での渋滞緩和）

○無電柱化の促進

- 〔整備促進〕（都）高岡駅波岡線（木舟町～金屋町）
- （都）高岡伏木線（広小路～向野町）
- 〔早期事業着手〕（都）高岡伏木線（伏木古国府～伏木中央町）

（市事業）

○（仮称）福岡PAICの整備推進への財政支援

- ・下老子インター1号線 ほか

○市道の整備推進への財政支援

- ・下黒田下島線（下黒田～上黒田）ほか

○都市計画道路の整備推進への財政支援

- ・下伏間江福田線（京田踏切の立体化）

○踏切道の改良推進への財政支援

- ・JR城端線「上黒田」

【現状と課題等】

幹線道路は、高規格道路や国道等の広域道路ネットワークを補完し、また、密接に連絡して、円滑な交通流動の確保による拠点形成のための基盤強化を図るとともに、拠点間の連携強化を図る重要な役割を担っている。特に、本市が整備を進める福岡PAのIC化には、供用開始に向けた一般国道8号への主要アクセスルートの整備が大変重要となる。

ついては、所要の道路整備予算の確保及び幹線道路の整備について、格段のご配慮をお願いしたい。

【担当】

都市創造部道路整備課道路政策係

(TEL:0766-30-7302)

幹線道路の整備促進（県事業、市事業）

県事業



⑪ (一) 本保福岡線（福岡PAICアクセス）
（国道8号～福岡町一歩二歩）



⑭ (都) 戸出東西中央線（二期区間）
（戸出町二丁目～戸出町一丁目）



① (一) 姫野能町線（二期区間）
（中曽根～作道）

市事業



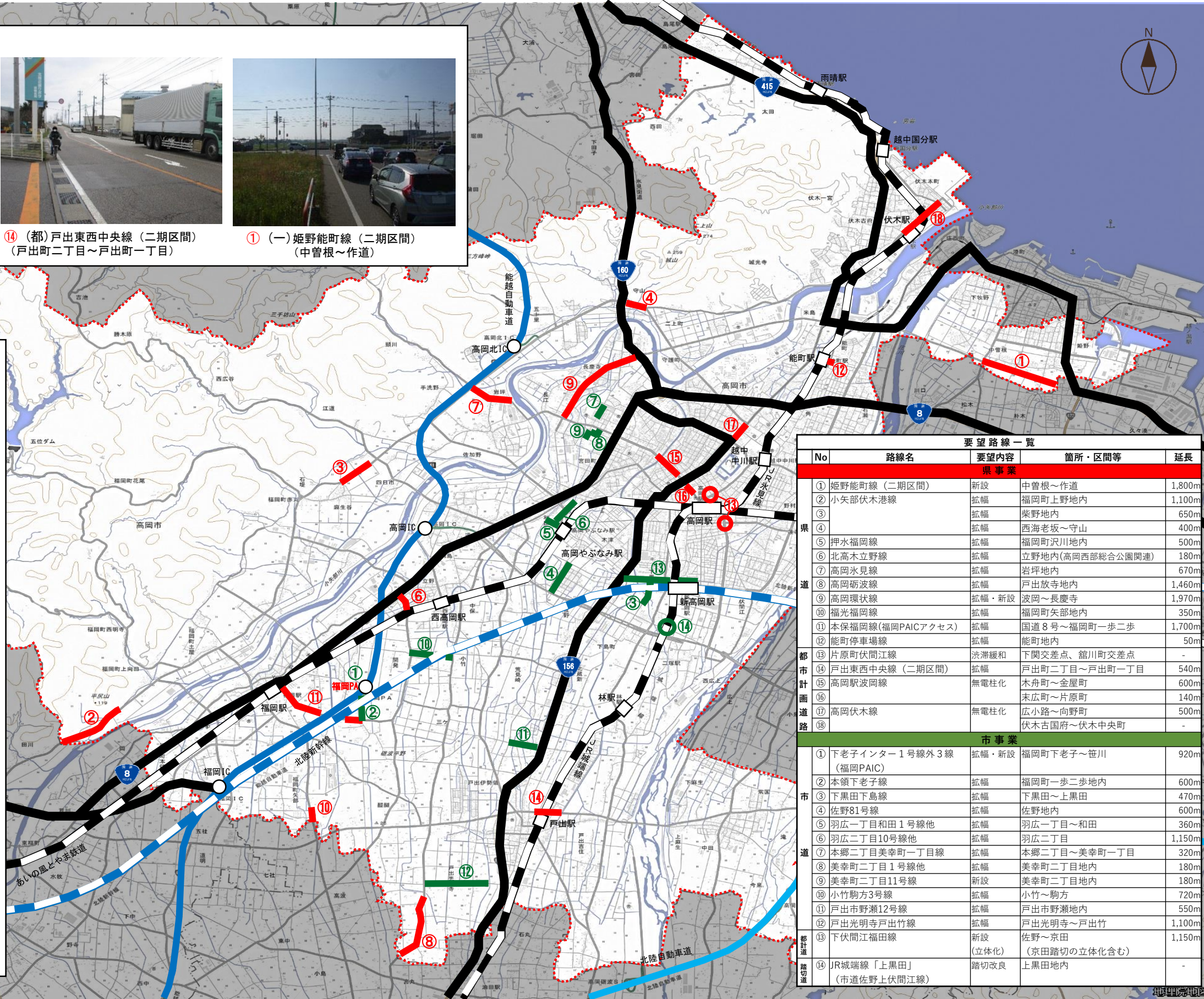
⑬ (都) 下伏間江福田線（京田踏切の立体化）



⑭ (踏) JR城端線「上黒田」（踏切改良）
（市道佐野上伏間江線）



① (市) 下老子インター1号線ほか



要望路線一覧				
No	路線名	要望内容	箇所・区間等	延長
県事業				
①	姫野能町線（二期区間）	新設	中曽根～作道	1,800m
②	小矢野伏木港線	拡幅	福岡町上野地内	1,100m
③		拡幅	柴野地内	650m
④		拡幅	西海老坂～守山	400m
⑤	押水福岡線	拡幅	福岡町沢川地内	500m
⑥	北高木立野線	拡幅	立野地内(高岡西部総合公園関連)	180m
⑦	高岡氷見線	拡幅	岩坪地内	670m
⑧	高岡砺波線	拡幅	戸出放寺地内	1,460m
⑨	高岡環状線	拡幅・新設	波岡～長慶寺	1,970m
⑩	福光福岡線	拡幅	福岡町矢部地内	350m
⑪	本保福岡線(福岡PAICアクセス)	拡幅	国道8号～福岡町一歩二歩	1,700m
⑫	能町停車場線	拡幅	能町地内	50m
⑬	片原町伏間江線	渋滞緩和	下関交差点・館川町交差点	-
⑭	戸出東西中央線（二期区間）	拡幅	戸出町二丁目～戸出町一丁目	540m
⑮	高岡駅波岡線	無電柱化	木舟町～金屋町	600m
⑯		無電柱化	末広町～片原町	140m
⑰	高岡伏木線	無電柱化	広小路～向野町	500m
⑱		無電柱化	伏木古国府～伏木中央町	-
市事業				
①	下老子インター1号線外3線（福岡PAIC）	拡幅・新設	福岡町下老子～笹川	920m
②	本領下老子線	拡幅	福岡町一歩二歩地内	600m
③	下黒田下島線	拡幅	下黒田～上黒田	470m
④	佐野81号線	拡幅	佐野地内	600m
⑤	羽広一丁目和田1号線他	拡幅	羽広一丁目～和田	360m
⑥	羽広二丁目10号線他	拡幅	羽広二丁目	1,150m
⑦	本郷二丁目美幸町一丁目線	拡幅	本郷二丁目～美幸町一丁目	320m
⑧	美幸町二丁目1号線他	拡幅	美幸町二丁目地内	180m
⑨	美幸町二丁目11号線	新設	美幸町二丁目地内	180m
⑩	小竹駒方3号線	拡幅	小竹～駒方	720m
⑪	戸出市野瀬12号線	拡幅	戸出市野瀬地内	550m
⑫	戸出光明寺戸出竹線	拡幅	戸出光明寺～戸出竹	1,100m
⑬	下伏間江福田線	新設 (立体化)	佐野～京田 (京田踏切の立体化含む)	1,150m
⑭	JR城端線「上黒田」 (市道佐野上伏間江線)	踏切改良	上黒田地内	-

22 安全・安心な道づくりの推進等について

生活環境文化部（県民生活課）

土木部（道路課）

【提案・要望事項】

- 震災により被害を受けた道路の復旧に要する財政支援
- 建設資材価格の高騰や賃金水準が上昇する状況においても、安定的な道路整備・管理を推進するため、当初予算による措置と着実に実施するための財政支援
- 防災・減災、国土強靱化に必要な予算の確保及び国土強靱化実施中期計画に基づく事業の促進と通常予算とは別枠での予算の確保
- 富山県新広域道路交通計画に基づく路線の整備等推進によるネットワーク強化のための財政支援
- 富山県の道路の整備に関するプログラムに基づく事業実施への財政支援
- 橋梁やトンネルなどの老朽化対策を計画的かつ着実に実施するための道路メンテナンス事業への財政支援
- 道路除排雪に必要な事業への継続的な支援
 - ・道路除雪費への支援の継続
 - ・消雪設備の整備、更新への支援の継続
 - ・地域ぐるみ除排雪車を含む除雪機械の更新及び増強へのさらなる財政支援（補助率の嵩上げ）
 - ・除雪機械のオペレーター育成等のソフト面での取組への支援の継続
- 通学路交通安全プログラムに基づく事業実施への財政支援

【現状と課題等】

道路は豊かな国民生活や活力ある産業、経済、社会活動を支える最も基礎的な社会資本であるとともに、公園・下水道・住宅等の施設がその機能を発揮するための基盤となるなど、市民生活全般にとって必要不可欠な施設である。

令和6年能登半島地震により、市内の複数の道路において舗装や側溝、橋梁などに大きな被害が生じたことから、これらの被害からの早期復旧には、災害復旧事業の国の財政的支援が必要である。

加えて、物流・観光等の経済活動を復興させるとともに、都市の活性化と国民生活の質の向上を実現するためには、それらを支える最も根幹的な施設である高規格道路から市町村道に至る道路網の整備が必要である。

また、橋梁等のインフラの老朽化が急速に進行しており、維持管理計画に基づく、計画的かつ確実な維持管理が不可欠となっている。

このほか、近年の短期集中的な降雪に対応するための除雪対策、通学路や生活道路の交通安全対策も重要である。

については、道路整備等の取組について、格段のご配慮を願いたい。

【担当】

都市創造部道路整備課道路政策係

(TEL:0766-30-7302)

都市創造部土木維持課施設・車両係

(TEL:0766-30-7297)

23 日本海側の国際拠点港湾を担う伏木港の被災施設の早期復旧及び整備促進について

観光推進局（観光振興室）

土木部（港湾課）

【提案・要望事項】

- 能登半島地震による被災箇所の早期復旧について
 - ・伏木富山港伏木地区の伏木港大橋・伏木港陸橋等を含めた港湾施設の復旧事業の促進
- 伏木外港地区の整備促進及び港湾施設の計画的な維持管理
 - ・万葉ふ頭拡張の早期事業化（岸壁、泊地、ふ頭用地等）
 - ・外港地区の安定した機能確保に向けた取組の促進
 - ・港湾施設の計画的な維持管理の実施
- 日本海側の国際拠点港湾機能の発揮
 - ・日本海側の国際拠点港湾としての施設整備
 - 国際フェリー・国際RORO船拠点機能、外航クルーズ拠点機能
 - ・クルーズ船誘致活動の推進及び寄港時のおもてなし事業への支援

【現状と課題等】

伏木富山港は、国際海上貨物輸送網の拠点となる「国際拠点港湾」として位置づけられ、その一翼を担う伏木港は、背後に位置する製造企業の原材料や石油等のエネルギー資源の供給拠点として、効率的な物流機能の確保を目的に外港整備が進められている。

伏木外港では、令和6年能登半島地震において甚大な被害が生じたが、被災箇所の応急復旧を迅速に対応いただいたことで伏木外港は物流機能を確保し、一般貨物船の入出港が可能となった。また、地域経済の拠点の1つである伏木港の災害復旧を国の権限代行により実施いただいていることに感謝申し上げる。他方、現在も通行止めとなっている臨港道路については、港湾物流機能のみならず、地域住民の生活道路の役割も担う重要な施設であることから、一刻も早く臨港道路を含めた港湾施設の復旧をお願いしたい。

伏木外港の万葉ふ頭では、脱炭素社会に資するバイオマス発電所が稼働し、燃料の木質ペレットや石油製品等の荷役が行われ始めるとともに、富山県唯一の大型クルーズ船の受け入れ口として寄港地の役割も担うなど、伏木外港の機能が十分に活用されつつある。

このようななかで、木質ペレット等を扱う商社等では、物流の効率化や安定した原材料の調達を図るべく、伏木港を日本海側の輸送拠点とする検討を進めているが、岸壁やふ頭用地は貨物で逼迫し、貨物船の沖待ちが発生している。地域産業を支え

る港湾物流の円滑化や、さらなる賑わいづくりなど地域の要請に応えるためには、万葉ふ頭の拡張が必要不可欠である。

また、万葉ふ頭での安定的な荷役や、安全な物流機能を確保するためには、冬季風浪や低気圧等により消波工の沈下や堤体の損傷が生じた北防波堤や、老朽化した臨港道路（橋梁）などの維持管理も重要である。

ついては、港湾関連予算を十分に確保し、計画的に事業を推進するとともに、令和7年6月6日に閣議決定された「第1次国土強靱化実施中期計画」にもとづいた予算・財源の確保および継続的な取り組みをお願いしたい。

さらに伏木外港万葉3号岸壁西側に計画されている岸壁、泊地及びふ頭用地等の早期事業化、並びに伏木港の維持管理を推進するために、令和8年度の直轄事業・補助事業等の十分な予算確保について、格段のご配慮を願いたい。

【担当】	
都市創造部土木維持課河川・港湾係	(TEL:0766-30-7288)
産業振興部みなと振興課企画係	(TEL:0766-44-0484)

伏木富山港(伏木地区)主要要望

富山県高岡市

- ・伏木港大橋・伏木港陸橋を含めた港湾施設の早期復旧
- ・非効率な物流からの脱却⇒岸壁(-12m)泊地(-12m)(直轄事業)、背後護岸、小頭用地(起債事業)
- ・伏木外港の安定した機能確保 ⇒ 北防波堤(直轄事業)、臨港道路(補助事業)
- ・上記事業を促進するためにも、港湾関係予算の十分な確保。



24 雨晴海岸の利活用等の推進について

観光推進局（観光振興室）
生活環境文化部（自然保護課、環境政策課）
土木部（河川課）

【提案・要望事項】

- 雨晴海岸の魅力・ブランドの向上、国内外へのPR活動の推進
- 海岸保全施設の計画的な維持管理
- 海岸ごみの回収・処理等に対する財政支援の継続
- 民間活力を導入した雨晴キャンプ場等の利活用の推進

【現状と課題等】

能登半島国定公園内に位置する雨晴海岸は、全国でも有数の景勝地であり、「海越しの立山連峰」の眺望を楽しむ展望デッキを有する「道の駅雨晴」には多くの方が訪れている。「おくのほそ道の風景地-有磯海-」の国名勝指定、富山湾の「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟など、雨晴海岸の価値はますます高まっているほか、県下でも数少ない砂浜海岸としても海水浴やマリンスポーツ等で賑わっている。また、伏木地区の勝興寺が令和4年12月に国宝に指定されたことに加え、令和6年3月には北陸新幹線金沢・敦賀間が開業し、同年10月から12月には北陸デスティネーションキャンペーンが開催されるなど、北陸三県への注目は高まっており、相乗効果による本市北部地区への誘客が大いに期待できる。

こうしたなか、サイクリングコースや海水浴場などに隣接する雨晴キャンプ場は、絶好のロケーションであるものの施設の老朽化が進んでいる。民間活力の導入も含めた新たな手法等により、キャンプ場の魅力の向上を図り、本市北部地区の拠点場所の一つとして多くの観光客を呼び込み、活性化を図るとともに、自然保護と利用の好循環を目指していくことが必要である。富山県においては、令和5年度に雨晴キャンプ場周辺における民間活力導入可能性基礎調査を、令和6年度はサウンディング調査等を実施いただいたところであり、民間活力導入のための公募の指針の作成や法令上の課題の調整について早期の対応をお願いしたい。

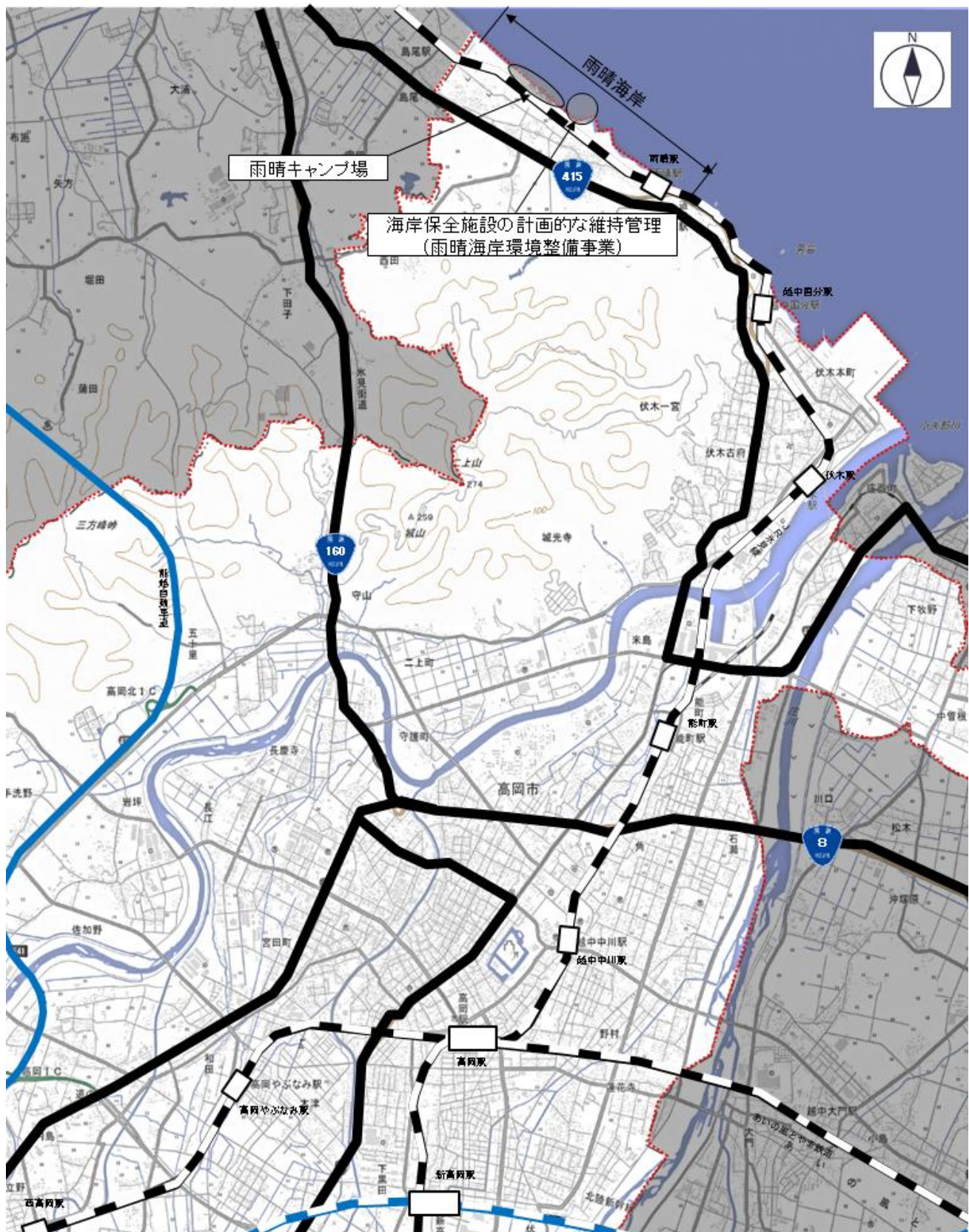
また、富山湾の特異な地形からくる風浪等により侵食傾向にある雨晴海岸では、景観に配慮した砂浜の侵食防止対策を実施されたところであるが、引き続き、海岸の計画的な維持管理や保全が必要である。

さらに、海岸には毎年国内外を問わず多様な排出元から多くのごみが漂着し、海洋汚染や生態系への悪影響を引き起こしている。本市での発生抑制対策だけでは問題解決につながらない状況であることから、海岸保全について、格段のご配慮をお願いしたい。

【担当】

都市創造部土木維持課河川・港湾係	(TEL:0766-30-7288)
都市創造部景観みどり課公園係	(TEL:0766-20-1187)
産業振興部観光交流課観光振興係	(TEL:0766-20-1301)
生活環境文化部環境政策課業務係	(TEL:0766-22-2144)

雨晴海岸の利活用等の推進について



25 中心市街地活性化の推進について

商工労働部（地域産業振興室経営支援課）

土木部（建築住宅課）

【提案・要望事項】

○中心市街地の活性化に向けた事業推進への財政支援

（空きビル、空き店舗などを活用したまちづくり等）

○高岡駅周辺における市街地整備の推進に向けた指導・助言

【現状と課題等】

本市では、中心市街地活性化基本計画や立地適正化計画に基づき「コンパクト・アンド・ネットワーク」の都市構造の実現に向けた、中心市街地の活性化に取り組んできた。

令和4年度から令和8年度までを計画期間とする第4期中心市街地活性化基本計画（令和4年3月内閣府認定）では、中心市街地を、多様な目的で人が行き交い、交流できる場所、また、新たなチャレンジとライフスタイルを楽しめる場所とする「まちなかりスタート」を目指している。そのため、まちなか居住や集合住宅の整備促進などの住宅施策のほか、起業・創業者支援や店舗改装支援、遊休不動産の活用などの商業施策、新規開業を促進するためのイベントを定期開催する賑わい施策、国のモデル地域として進めていくカーボンニュートラルの推進施策など、複合・複層的な施策展開を図っていくこととしている。

これまでの取組により、集合住宅やホテル開発などの民間開発が誘発・活発化し、現在においても新たな事業計画の検討がされているほか、遊休資産を活かした複合商業施設や店舗の出店が相次ぐなど、市民、民間の意欲的な挑戦が新たな挑戦を生み出す、好循環が生まれつつあると捉えている。

一方、都市の郊外化やeコマースの急速な進展、昨今の物価高騰等の影響により、中心市街地における物販、飲食といった商業活動は厳しさを増している。百貨店撤退後の複合商業ビル「御旅屋セリオ」の有効活用に加え、空き家、空き店舗が増加する商店街エリア、高岡駅南側直近の用地を含む駅を中心としたエリアの賑わい創出に向け、地元経済界との緊密な連携はもとより、意欲ある市民の、意欲ある挑戦を最大限にサポートし、活性化の実を挙げていきたい。

については、中心市街地活性化に向けた取組について、格段のご配慮を願いたい。

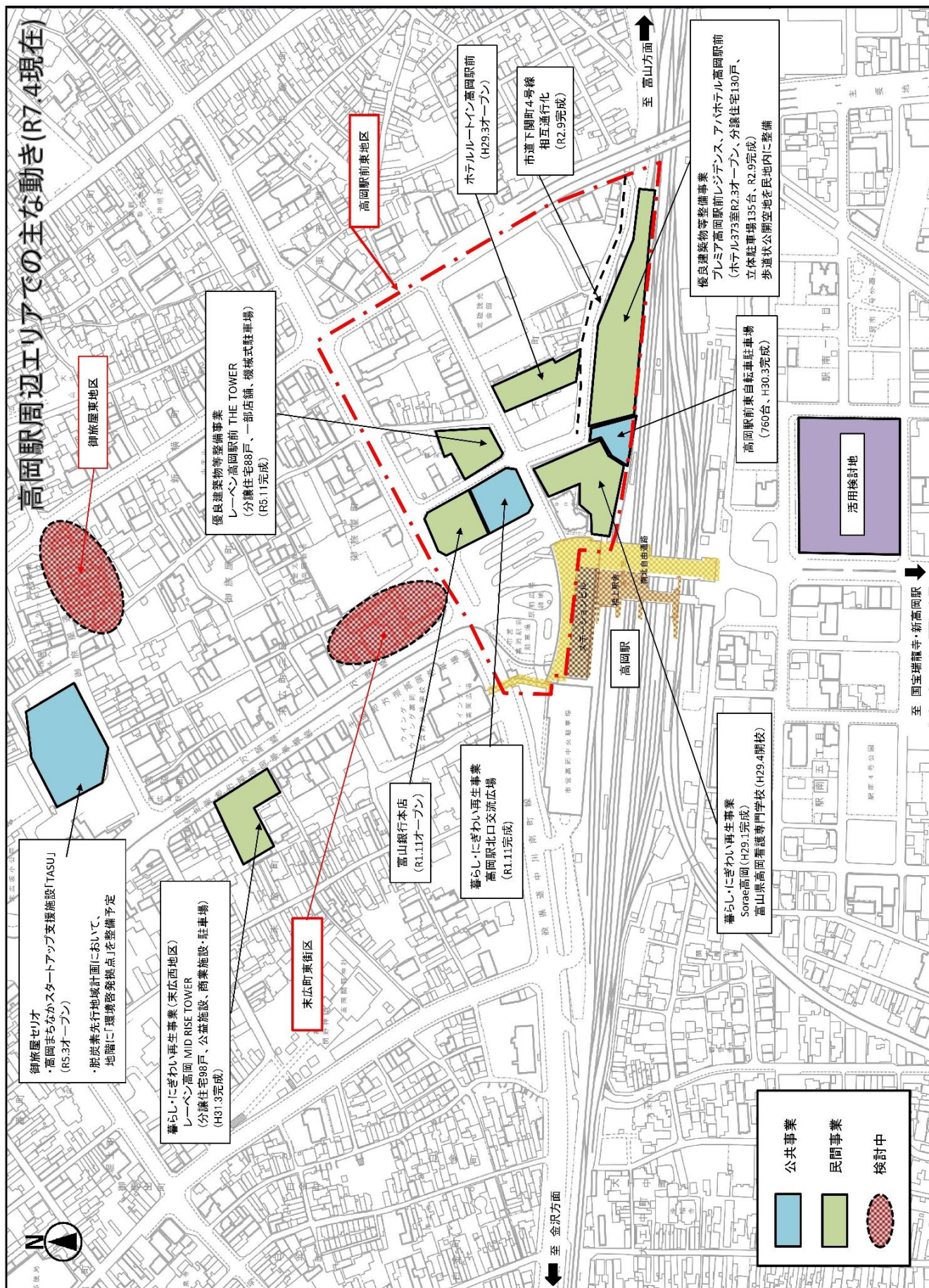
【担当】

産業振興部商業雇用課中心市街地活性化係

(TEL:0766-20-1592)

都市創造部都市計画課市街地整備係

(TEL:0766-20-1409)



26 広域観光連携の推進について

観光推進局（観光振興室、観光資源活用室）

【提案・要望事項】

○広域連携により取り組む周遊ルート形成や観光プログラム事業充実への支援
○インバウンド等さらなる観光誘客につなげるため、瑞龍寺・勝興寺の「2つの国宝」や「海越しの立山連峰」などを活用した広域周遊におけるプロモーションの推進

【現状と課題等】

本市は、飛越能地域（飛騨・越中・能登）の拠点として、飛越能経済観光都市懇談会や富山県西部地区観光協議会など、広域の協議会において連携事業を展開し、加賀前田家ゆかりの歴史・文化資産やものづくりの技、自然景観など観光資源を活かしたPRコンテンツの作成や旅行商品の造成などに取り組むとともに、リニューアルした観光ポータルサイトやSNS等の活用によって、高岡の魅力や観光情報を積極的に発信している。

北陸新幹線金沢-敦賀間開業や北陸デスティネーションキャンペーンによって得られた本市や北陸への集客効果を一過性のものとせず、引き続き継続的な集客へと繋げることが重要である。

また、インバウンド等、北陸への誘客をさらに加速させるため、富山・石川・福井情報発信拠点「HOKURIKU+」なども活用しながら、瑞龍寺と勝興寺という「2つの国宝」とともに「海越しの立山連峰」や「ものづくり」など、本市の強みとなる観光資源のPRに努めるほか、広域連携によりテーマを設けた広域周遊ルート形成や観光プログラムの充実を図り、観光客の滞在時間と観光消費額を増やし「稼ぐ観光」につなげたいと考えている。

ついては、これらの取組に対する助言・指導・財政的支援、さらには誘客に資するプロモーションの推進について、格段のご配慮を願いたい。

【担当】

産業振興部観光交流課誘客促進係

(TEL:0766-20-1304)

子育て・教育

(めざすまちの姿)

1. 安心と希望、ゆとりを持って子育てを楽しんでいる
2. 教育を通じて個性を磨き、生きる力を高め合っている
3. いくつになっても興味のあることを気軽に学んでいる
4. いつでも気軽にスポーツを楽しんでいる

(高岡市総合計画第4次基本計画より)

継続

27 富山県高岡看護専門学校の運営支援について

経営管理部（学術振興課）

厚生部（医務課）

【提案・要望事項】

○富山県高岡看護専門学校の運営への積極的な指導・支援

【現状と課題等】

人口の高齢化と在宅医療の進展により、看護師の活動領域は、医療はもとより介護・保育等の福祉分野や在宅看護へと拡大しており、本市の医療機関や福祉施設における看護師の需要がますます高まっている。

こうした中、本市では看護人材に求められる技術、知識の高度化に対応し、質の高い看護人材の安定的な養成、定着を図るため、平成29年4月に、市内3看護専門学校の定員増を伴う統合により、3年制の富山県高岡看護専門学校を設置した。

現在では、県西部のみならず、県内全域から入学者があり、これまでの卒業生の7割以上が呉西圏域内の医療機関に就職するなど、人材面から地域医療を支える重要な役割を果たしている。平成31年4月に開校した富山県立大学看護学部（4年制）とともに、県内の重要な看護師養成機関として安定した財政運営を図る必要がある。

しかしながら、近年の少子化の影響もあり、令和2年度入学者から定員割れの状況が続いており、入学者数の減少は今後も継続するものと推測される。

こうしたことを受け、高岡看護専門学校では、経営改善計画を取りまとめ、財政運営の改善に努めることとしているが安定的な学校運営にあたっては県及び市からの支援が必要である。

ついては、本市を含む広域的な看護人材の養成と地域医療を担う人材確保や安定運営を目指す観点から、高岡看護専門学校の運営について、引き続き積極的な支援を願いたい。

【担当】

福祉保健部社会福祉課民生・総務係

(TEL:0766-20-1366)

28 子育て支援策の推進について

厚生部（こども家庭室子育て支援課）

【提案・要望事項】

- 「就学前教育・保育施設整備交付金」制度における補助基準額の見直し
- 保育料及び副食費負担の軽減
 - ・第2子に対する保育料の無償化
 - ・第2子以降に対する副食費の支援対象範囲拡充
- 「乳児等のための支援給付」（こども誰でも通園制度）の円滑な事業開始に向けた制度設計と財政支援
- 放課後児童クラブに対する人材確保のための支援
- こども医療費助成制度の充実
 - ・国におけるこども医療費助成制度の創設
 - ・支援対象年齢の引き上げ
- ㊦**安心して妊娠・出産できる環境を整えるための不妊治療支援の拡充

【現状と課題等】

国では、こども基本法、こども大綱に基づき、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現を目指し、切れ目なくすべての子育て世帯を支援する体制を整備することとしている。

本市においても、「こどもは地域の宝」という考えのもと、こどもを産み育てやすいまちとして、こどもたちが夢や希望を持てるまちへと更に進化させることができるよう、令和7年3月に「高岡市こども計画」を策定し、こどもをまんなかに据えた横断的な施策の展開を図っている。

将来にわたり社会経済に深刻な影響を及ぼす少子化の進行について、有効な対策を講じることが喫緊の課題となっており、本市では国・県制度に市独自の取組を加えた保育料、副食費の負担軽減やこども誰でも通園制度の試行的な事業実施など、こどもを産み育てやすい環境づくりに努めてきたところである。環境の更なる充実に向けては、経済的負担軽減のための助成の拡充や、施設の安定的運営のための支援の強化が求められる。

とりわけ、保育料については、令和7年4月から本市独自で全ての世帯の第2子の保育料を半額とし、子育て家庭への更なる負担軽減に取り組んでいるが、第2子を育てたいという希望を可能な限りかなえるため、県と連携し、0～2歳の第2子の保育料の無償化を目指していくことが重要と捉えている。

については、「こども未来戦略」の取組を本市として加速させていくためにも、子育て支援策の推進について、格段のご支援を願いたい。

【担当】

- | | |
|------------------------------------|--------------------|
| （保育所・認定こども園について、保育料及び副食費負担の軽減について） | |
| 福祉保健部子ども・子育て課入園・給付係 | (TEL:0766-20-1377) |
| 福祉保健部子ども・子育て課給食指導係 | (TEL:0766-20-1378) |
| （放課後児童健全育成事業について） | |
| 福祉保健部子ども・子育て課子育て支援係 | (TEL:0766-20-1393) |
| （こども医療費助成について、不妊治療支援の拡充について） | |
| 福祉保健部子ども・子育て課家庭福祉係 | (TEL:0766-20-1381) |

29 次代を担う人づくり施策の推進について

教育委員会（教育企画課、教育みらい室児童生徒支援担当、教職員課、保健体育課）

【提案・要望事項】

- 誰一人取り残されない学びを実現するための教員配置の拡充
 - ・ 小学校専科教員の全校配置・時間数の拡大
 - ・ 小学校へのカウンセリング指導員等の配置の拡大
- 支援が必要な児童生徒への教育相談体制の充実
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充
 - ・ 外国人相談員の配置拡充
- 学校給食費の無償化に向けた国への働きかけと財政支援
- GIGAスクール構想の更なる推進に向けたICT教育環境整備や指導体制の一層の拡充への財政支援
- ㊦**施設の増築・改修等に係る支援の拡充（学校施設環境改善交付金）
 - ・ 特別支援学級の増加等に伴う軽微な改修等に対応するための交付金の交付要件の下限緩和
 - ・ バリアフリー化など、基本的な教育環境整備の取組に向けた補助制度の拡充（基本工事費の増額）

【現状と課題等】

小学校においては、教科担任制の推進に伴い、専門性の高い授業を行うために必要となる専科教員の加配の充実が課題となっているほか、いじめや不登校等の増加や低年齢化に対応するため、カウンセリング指導員や多人数特別支援学級を支援する加配教員の更なる配置の拡大が求められている。

また、教育現場においては、生徒指導上の課題に加え、地震等の自然災害により被災した児童生徒の心のケア、増加する外国人児童生徒の就学支援についても課題となっている。本市では、総合的な支援機能の強化に向け、（仮称）教育総合支援センターの整備を進めているところであり、各学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外国人相談員の配置について、人的、財政的の両側面からの更なる支援をお願いしたい。

さらに、学校給食の提供は子どもの健やかな成長のために重要な役割を果たしていることから、保護者の経済的負担を軽減するとともに、地域間格差が広がらないようにするため、学校給食費の無償化、あるいは一定の財政支援があることが望まれる。

令和7年度に学習者用端末と教職員用端末の更新を予定しているが、国庫補助の対象は、学習者用端末のみとなっている。今後もICT教育環境を維持していくに当たり、ICT機器の更新に多大な経費が必要と見込まれることから、教職員用端末及びネ

ットワーク設備も含めた機器全般に対する財政支援をお願いしたい。

施設の整備については、近年、市内の学校全体で特別支援学級の学級数が増加傾向にあり、ランチルーム等の改修により必要教室を確保しているが、状況によっては整備費用が補助要件の下限を下回り、交付対象とならない場合があることから、軽微な修繕にも柔軟に対応できるよう補助要件の緩和をお願いしたい。

加えて、肢体不自由等の支援を要する児童生徒の学校生活の環境を整えるため、今後エレベータ設置の学校を増やしていくこととしているが、基本工事費が実勢価格と乖離している状況にあることから、実情に合った基本工事費の設定に格段のご配慮をお願いしたい。

【担当】	
教育委員会学校教育課学務係	(TEL:0766-20-1449)
教育委員会学校教育課指導係	(TEL:0766-20-1480)
教育委員会学校教育課保健給食係	(TEL:0766-20-1459)
教育委員会教育総務課施設管理係	(TEL:0766-20-1446)

30 小中学校の再編統合に係る教育環境の整備促進について

教育委員会（教育企画課、教育みらい室小中学校課、教職員課）

【提案・要望事項】

○校舎改修等に係る財政的支援の拡充

- ・校舎増築及び改修に係る補助建築単価の見直し
- ・新規のバス通学に係る補助上限額及び補助対象の拡充

○統合後の小中学校に対する特別加配教員の配置及び配置期間の拡充・小中 一貫教育推進のための特別加配教員の配置

【現状と課題等】

少子高齢化の進行により学校の小規模化が進むなか、教育の充実を図る観点からも、本市では平成30年度に高岡市教育将来構想検討会議を設け、小学校26校を19校に再編する基本方針を取りまとめ、計画的に再編統合を進めている。こうしたなか、建設資材や原油価格等の高騰、建設業における時間外労働の上限規制への対応等により、学校整備に係る実勢価格は上昇を続けている。国補助の算定に係る国の建築単価についても、こうした状況を踏まえ引き上げられているが、実勢価格とは依然として乖離しており、今後実施予定の校舎の増築や改修工事等への影響が懸念される。

また、再編統合により通学距離が伸びることで、スクールバスの購入や路線バスを活用する児童への交通費補助などの通学支援策が必要となる事例も生じており、補助上限額等の拡充にご配慮願いたい。

加えて、統合による魅力ある学校づくりに向けて、統合後の小中学校の安定的な運営を図るため、国の加配のみならず、県の単独措置による特別加配教員の配置及び配置期間の拡充を強くお願いしたい。

また、小中一貫教育を推進するうえで、教育計画や年間指導計画の作成、学校環境の整備等、適切な学習指導や生活指導を充実させるため、小中学校間の連携、調整を担う特別加配教員の配置について格段の配慮を願いたい。

【担当】

（施設整備、バス通学について）
教育委員会教育総務課学校再編係
（特別加配教員について）
教育委員会学校教育課学務係

（TEL：0766-20-1595）

（TEL：0766-20-1449）

31 新時代の高校教育の充実について

教育委員会（教育みらい室県立高校課、教育みらい室県立高校改革推進課）

【提案・要望事項】

○**㊦**子どもたちが多様な個性や能力を発揮し、未来を切り拓く力を培うことができる魅力ある高校の設置

○**㊦**「新時代とやまハイスクール構想」実施方針策定にあたっての、地域や子どもたちの実状と意見の反映

【現状と課題等】

県におかれては、令和7年3月に「新時代とやまハイスクール構想」基本方針を策定された。今後、実施方針をとりまとめ、令和20年度までに、現在の全ての県立高校（全日制）を再構築することとされている。

現状、本市には、普通系学科や商業・工業の職業系専門学科等、幅広い学科やコースが市内にバランスよく設置されている。各中学校では、オープンハイスクールや高校が実施する各種行事等への積極的な参加を促し、子どもたちが将来を見据えた進路選択ができるよう、一人ひとりの希望を大切にした進路指導に努めている。高校教育は、地域の産業や経済の基盤となる人材育成に重要な役割を果たしており、多様な学びが可能となる環境を整えることが望まれる。

とりわけ、近年、不登校児童生徒や発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒、外国人児童生徒の増加に伴い、それらの児童生徒への支援が課題となっている。本市においては、相談体制を整えるとともに、相談員や支援員を配置するなど支援に努めている。しかしながら、現状では、高校に進学する際には、必ずしも本人の本来の学力や能力に即した進路選択となっていない場合がある。学習や行事、部活動等、生徒が望む高校生活を送ることができるよう、定時制や通信制等も含め県立学校全体で制度や環境を整えるという視点が大切である。

各県立高校においては、これまで培ってきた歴史と伝統、特色を活かした教育活動の充実が求められているが、今後は、そこで学ぶ子どもたちの意見も積極的に取り入れ、時代の変化に即応し、将来を見据えた新しい時代にふさわしい高校教育の一層の充実が望まれる。

以上のことを踏まえ、子どもたちが多様な個性や能力を発揮し、夢や希望の実現に向け「ここで学びたい」と思える魅力ある学校や学科、コース等の構築をお願いしたい。また、不登校生徒や特別な支援を必要とする生徒、外国人生徒などの多様な教育ニーズへの対応も併せて検討願いたい。

【担当】

教育委員会学校教育課指導係

(TEL:0766-20-1480)

32 ㊦公共施設等の適正管理にかかる財政支援について

地方創生局（ワンチームとやま推進室市町村支援課）

【提案・要望事項】

○㊦公共施設等適正管理推進事業債の事業期間の延長

【現状と課題等】

本市では公共施設等の適正管理のため、平成30年3月に高岡市公共施設再編計画を策定し、公共施設の計画的な再編に取り組んできている。

特に教育分野においては、平成30年度に高岡市教育将来構想検討会議を設け、市内小学校を26校から19校へ再編統合する基本方針を取りまとめ、公共施設等適正管理推進事業債等を活用しながら、令和17年度までの計画的な校舎整備事業を進めているところである。

については、今後も施設の再編事業を円滑に進めるため、令和8年度末までとされている「公共施設等適正管理推進事業債」の事業期間の延長をお願いしたい。

【担当】

未来政策部未来課

(TEL:0766-20-1320)

安全・安心

(めざすまちの姿)

1. 誰もが生き生きと自立して暮らしている
2. 健康的な生活を送り、必要な時に適切な医療を受けられる
3. 地域の人々の手で環境が守られている
4. 安全で快適な生活を送っている
5. その人らしさが尊重され、お互いに助け合いながら幸せに暮らしている
6. 市役所が市民に信頼され、責任を持って取り組んでいる

(高岡市総合計画第4次基本計画より)

33 自治体情報システムの標準化・共通化に対する支援について

地方創生局（デジタル化推進室）

【提案・要望事項】

○自治体情報システムの標準化に伴う円滑なシステム移行と運用に向けた財政支援

【現状と課題等】

「自治体情報システムの標準化」について、本市は、富山県情報システム共同利用推進協議会参加団体とともに令和8年度中の本格移行を目指して準備を進めているところである。

令和6年12月に改定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」では、令和8年度以降に移行となるシステムを「特定移行支援システム」として、概ね5年以内に標準準拠システムへ移行できるよう支援することが明確化され、併せて、国のデジタル基盤改革支援基金設置年限（令和7年度末）を、5年延長を目途に検討することが示された。また、令和7年1月には、標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウド利用料に加え、運用経費の増額分についても地方交付税での措置を講ずることも示された。

このように、令和8年度以降のデジタル基盤改革支援補助金の活用に一定の目途がついたところではあるが、移行経費については今後更なる追加も懸念される。運用経費についても、財政支援の基本的な方針が示されたが、自治体負担の程度は見通せない状況である。

については、標準化への円滑なシステム移行ができるよう、移行経費及び運用経費についての実態に合わせた財政支援に格段のご配慮を願いたい。

【担当】

未来政策部情報政策課情報システム係

(TEL:0766-20-1239)

34 カーボンニュートラル実現に向けた 脱炭素×資源循環の取組について

知事政策局（政策推進室カーボンニュートラル推進課）

【提案・要望事項】

○㊦脱炭素先行地域計画の推進に向けた、地域の実情に応じた柔軟な予算配分と
脱炭素関連製品への支援要件の緩和

【現状と課題等】

本市では、令和4年度に高岡市地球温暖化対策実行計画を策定し、「地域も暮らしも豊かな社会」の実現を目指している。令和5年11月に脱炭素先行地域に選定され、中心市街地において太陽光発電設備の導入や断熱改修を支援し、エコで暮らしやすいまちなか居住への誘導や、複合商業ビル「御旅屋セリオ」の地下フロアを環境啓発拠点として整備を図り、市民の脱炭素に向けた行動変容を促すなど、中心市街地活性化×脱炭素による相乗効果の実現を目指し取り組んでいる。さらに、基幹産業であるアルミの循環経済システムの構築に向けて、地域産業を巻き込んだ脱炭素×資源循環の取組により、カーボンニュートラルと地域の活性化の同時達成を目指し、脱炭素化を加速させていくこととしている。

2050年に先立つ、先行地域としての2030年のカーボンニュートラル達成に向け、高岡ならではの独自性と緻密な設計による実現可能性の高さを持って選定された計画ではあるが、令和6年能登半島地震の発災や物価高騰等、事業の推進に伴う状況の変化や新たな課題への対応を余儀なくされていることから、事業の推進に必要な予算の確保等について格段のご配慮を願いたい。

また、脱炭素対策の市場は現在成長過程にあり、実証レベルも含め新製品開発が進んでいることから、市場の動きに対応した交付要件の緩和及び交付対象の拡充について格段のご配慮を願いたい。

【担当】

生活環境文化部脱炭素推進課企画係

(TEL:0766-20-1663)

35 国民健康保険制度の健全な運営に向けた支援について

厚生部（厚生企画課）

【提案・要望事項】

- 制度改革以降の財政支援（公費約3,400億円の投入）の確実な実施
- 子どもに係る均等割保険料（税）の軽減対象拡大及び軽減割合の拡充等
- 地方単独事業として医療費助成を行なった場合の、国保の国庫負担等減額調整措置の廃止（妊産婦、重度心身障がい者等）

【現状と課題等】

国民健康保険は、被用者保険に比べ、加入者の年齢構成が高いため医療費水準も高く、また一方で、加入者の所得水準が比較的低く、十分な保険料（税）収入が確保しづらいという構造的な課題を抱えている。このことから、国民健康保険制度の健全な運営に向け、国保財政基盤の拡充・強化を図るため、国の責任と負担において、特に次の点について実効ある措置を講じていただくよう、格段のご配慮をお願いしたい。

- ・平成30年度の制度改革以降、低所得者対策の強化などのために毎年投入する公費（約3,400億円）の財政支援を今後も確実に実施すること。
- ・子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する制度については、少子化対策や子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、必要な財源を確保したうえで、未就学児に限定することなく対象を拡大するとともに、軽減割合の拡充を行うこと。
- ・各種医療費助成制度など、地方単独事業の実施に伴う、国保の国庫負担減額調整措置を撤廃すること。

【担当】

福祉保健部保険年金課総務係

(TEL:0766-20-1360)

36 福祉人材の処遇改善等について

厚生部（厚生企画課、高齢福祉課、障害福祉課）

【提案・要望事項】

- 介護サービスの提供体制を確保するため、新規人材の確保及び業務負担の軽減（職場環境の改善）を図る施策の実施
 - ・元気高齢者による介護助手マッチング支援事業の継続
 - ・介護テクノロジー導入支援事業補助金の継続
 - ・外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金の継続
 - ・介護職員等の更なる処遇改善
- 障がい福祉人材の確保を図る施策の実施
 - ・障がい福祉サービス事業所に対する報酬の改善
 - ・計画相談支援に対する基本報酬の引き上げ
 - ・計画相談支援に対する各種加算の引き上げ（初回加算、サービス担当者会議実施加算、連携加算等）
 - ・計画的な人材育成（研修の充実）
 - ・㊦医療的ケア児に対応する看護師の報酬の引き上げ

【現状と課題等】

団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えると、高齢化が一層進展する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれており、高齢者介護を支える人的基盤の確保が一層厳しくなると予想される。

また近年、本市における障がい者の数は増加傾向にあり、介護給付・訓練等給付や障害児通所給付などの障がい福祉サービスの支給決定者数は年々増加している。障がい者本人の高齢化や介護者の高齢化などを要因とした複合・複雑案件も増加しており、相談・支援を行う相談支援専門員や障がい福祉サービス事業所職員の確保が課題となっている。計画相談については、プラン作成件数が一定数を超えた場合に、補助を実施しているが、速やかに福祉サービスにつなぐためには、報酬の改善を図る必要がある。さらに、医療的ケア児が増加している中、福祉人材の賃金水準は全産業と比較し依然として低いことから看護師の確保が課題となっている。

介護職の処遇については改善が図られてきているところではあるが、賃金水準は依然として低い状況であり、今後増加が予想される需要に対応できる福祉サービスの提供体制を確保するため、新たな担い手を確保するとともに、介護人材の確保・定着に向けて更なる改善が必要である。また、介護ロボットやICT等の活用を促進し、福祉職員の労働負担の軽減や業務の効率化を図ることも重要である。

このほか、富山県において令和5年度から開始された「外国人介護人材受入施設等環境整備事業」の継続が必要と考える。

以上のことを踏まえ、福祉人材の処遇改善等について、格段のご配慮を願いたい。

【担当】

福祉保健部長寿福祉課事業支援・計画係

(TEL:0766-20-1373)

福祉保健部社会福祉課障害福祉係

(TEL:0766-20-1369)

37 ㊦行政処分等に伴う自立支援給付費等の返還について

厚生部（障害福祉課）

【提案・要望事項】

○㊦行政処分等に伴う自立支援給付費等の返還制度の見直し

【現状と課題等】

障害福祉サービス等を提供する事業者による不正の手段による指定や自立支援給付費等の不正請求などの不正事案が全国で発生しており、本市においても、事業者が人員基準違反により県から指定取消し処分を受け、事業者の破産により不当利得の大部分の回収が不可能となった事案が発生している。

事業者が不正を行った場合は、県などが行政処分や勧告を行い、市町村はその処分等に伴う自立支援給付費等に係る返還金の徴収や国及び県へ負担金の返還を行うこととなっている。市町村の対応に特段の瑕疵がなく返還金の徴収が困難となった場合においても市町村の負担により国及び県に返還せざるを得ない現行の制度では市町村の負担が大きいと受け止めている。

生活保護費では、「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について（令和6年3月29日付社援保発0329第4号各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長あて厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」により、やむを得ない事由による場合は、不納欠損額の報告による債権額の控除が行われているところであり、自立支援給付費等においても同様の対応を検討いただくなど、現行制度の早急な見直しをお願いしたい。

【担当】

福祉保健部社会福祉課障害福祉係

(TEL:0766-20-1369)

38 地域における医療提供体制の確保について

厚生部（医務課）

地方創生局（ワンチームとやま推進室市町村支援課）

【提案・要望事項】

- 高岡市民病院における医師確保に向けた助言及び支援
- 高岡医療圏における地域医療体制の確保に向けた助言及び支援
- ㊦自治体病院の経営安定化のための助言及び資金対策への支援

【現状と課題等】

医師の地域偏在や診療科偏在が進んでいるなかで、医師の長時間労働の是正を目的とした働き方改革が進められており、地方の公立病院での医師不足が深刻化している。

高岡市民病院は、高岡医療圏における中核的基幹病院として、高岡医療圏二次救急指定病院、災害拠点病院、第二種感染症指定医療機関、富山県がん診療地域連携拠点病院などの指定を受けており、医療提供体制の確保、機能強化に努めてきたところであるが、近年では、一部の診療科において、退職した医師の後任の医師の確保ができないなどの事由により、診療体制の維持・確保が厳しい状況になる事態も発生している。

本市としても、医学部を有する大学との連携強化を図ることなどにより医師確保に取り組むこととしているが、本市の取組に対する助言や支援をお願いしたい。

また、高岡医療圏では、一次救急を担う高岡市急患医療センターに出向できる医師や在宅当番医の医師が減少し、二次救急を担う公的病院においても、更なる医師不足が懸念されている。特に小児二次救急においては、令和7年4月から済生会高岡病院が小児二次救急を取りやめ、厚生連高岡病院と高岡市民病院の2病院体制となっており、救急医療をはじめとする地域の医療体制を確保していくことが喫緊の課題となっていることから、高岡医療圏における地域医療体制の確保について、助言及び支援をお願いしたい。

こうした中、電気、ガス、重油等のエネルギーコストや人件費の上昇などにより病院経営にかかる費用が増大しており、本市としては、市民病院が必要な機能を今後とも果たしていけるよう、その持続可能なあり方について外部の学識経験者等にも参画をいただき検討を進めているところである。地域の医療体制の確保や自治体病院の経営安定化を図るため、助言及び自治体病院の資金対策への支援に格段の配慮をお願いしたい。

【担当】

高岡市民病院事務局総務課総務係

(TEL:0766-20-0204)

福祉保健部健康増進課総務係

(TEL:0766-20-1348)

39 県西部における児童発達支援の推進について

厚生部（障害福祉課、こども家庭室こども未来課）

【提案・要望事項】

- きずな子ども発達支援センターへの医師の派遣継続
- 県補助事業等の継続及び拡充
 - ・児童発達支援センター支援体制強化事業
 - ・児童虐待防止対策等総合支援事業（地域障害児支援体制強化事業）
 - ・障害児等療育支援事業
 - ・発達障害ピアサポート推進事業
- 児童発達支援事業所の開設・運営に対する支援の拡充

【現状と課題等】

きずな子ども発達支援センターでは、県西部唯一の診療所を併設している児童発達支援センターとして、高岡医療圏を中心とする多くの子どもたちに診察、訓練、療育を実施している。

本センターの診療業務は、小児神経科と小児整形外科の外来2科制となっている。小児神経科では、受診希望者が増加傾向にあり、2診制をとるなど利用者ニーズに対する対応策をとっているものの、初診待機は4か月近くとなる状況が生じている。小児整形外科では、県から医師の派遣を受けることにより、肢体不自由児に身近な地域で医療支援を提供することが可能となっている。

本センターの療育支援業務は、県補助事業等を活用し配慮を必要とする子どもたちの通所支援や地域生活を支える事業を広く展開しているところであり、今後とも、県西部の拠点施設として、良質な医療、療育を持続的に提供していくためには、継続した県からのご支援が必要である。

また、発達障害についての認知・理解が深まったことにより、児童発達支援事業所の利用者数は増加している一方で、事業所数はここ数年横ばいの状態で、利用希望を十分に満たすには至っておらず、早期からの適切な療育が提供されていない状況がある。

ついては、児童発達支援について、格段のご配慮を願いたい。

【担当】

福祉保健部きずな子ども発達支援センター総務係	(TEL:0766-21-3615)
福祉保健部社会福祉課障害福祉係	(TEL:0766-20-1369)

40 障害者地域生活支援事業の推進について

厚生部（障害福祉課）

【提案・要望事項】

○障害者総合支援法に定める補助率のルール化及び予算額の十分な確保

【現状と課題等】

本市では、障害者総合支援法に基づき、市町村が自立支援給付費の支給を行う居宅介護、就労継続支援などの障がい福祉サービスのほか、障がい者や障がい児が住み慣れた地域で健康で安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が柔軟な事業形態で行う日常生活用具給付、日中一時支援などの地域生活支援事業を実施している。障害者総合支援法では、この地域生活支援事業に対して国、県は予算の範囲内において、国50/100以内、県25/100以内で補助することができるとされている。

地域生活支援事業には必須事業と任意事業があり、これまでの国の実施要綱見直しに伴う必須事業の追加や他の事業からの移管により事業内容が拡大してきたにも関わらず、国庫補助金が50/100の補助率で交付されていないことから、全国的に市町村の超過負担が発生している。本市においては、本来、国と県の補助率が合わせて75%（国50%、県25%）であるところ、令和6年度の交付決定時における補助率の実績は75%を大きく下回る約39%となっている。

障がい者や障がい児の自立した日常生活及び社会生活を引き続き支援していくためには、国からの地域生活支援事業推進のための適切な財政支援が必要であるほか、県におかれては、国の交付額に関わらず、県の補助率25/100を補助いただきたいと考えている。

については、障害者地域生活支援に対して格段のご配慮を願いたい。

【担当】

福祉保健部社会福祉課障害福祉係

(TEL:0766-20-1369)

41 上下水道整備の推進について

厚生部（生活衛生課）

土木部（都市計画課）

【提案・要望事項】

○上下水道の耐震化への支援継続

○下水道未普及地域解消のための社会資本整備総合交付金の所要額確保

（特定環境保全公共下水道区域の污水管整備：戸出、中田、福岡地区等）

○流域下水道の整備の推進

・小矢部川流域下水道事業（高岡庄川幹線の整備、浄化センター及び幹線管渠の老朽化・耐震対策）

・神通川左岸流域下水道事業（浄化センター及び幹線管渠の老朽化・耐震対策）

【現状と課題等】

本市の上水道整備については、基幹管路の耐震化、未普及地域整備など、計画的かつ効果的な取り組みを進めているところである。

また、公共下水道の整備については、令和12年度（2030年度）までの公共下水道整備区域を明示しており、引き続き未普及地域の解消を図るため、公共下水道の整備の推進に取り組んでいるところである。

一方で、本市の上下水道施設の多くは、昭和40年～50年代の高度経済成長期に合わせて整備されていることから老朽化が進行しており、改築・更新が必要である。特に、令和6年能登半島地震を受け、上下水道施設における耐震対策の重要性について再認識が図られたところであり、上下水道施設の改築・更新と合わせ耐震化を進めていく必要がある。

上下水道の管路・施設については、施設の耐震化を加速するため、国の補助事業を活用した整備を進めたいと考えており、交付金の継続的な支援をお願いしたい。

また、流域下水道についても、住民生活を支える重要なライフラインとしての機能を確保するため、施設及び管渠の老朽化・耐震対策を進めるとともに、未普及地域の解消や持続可能な事業運営のための広域化・共同化事業として高岡庄川幹線の整備を推進する必要がある。

については、上下水道整備のための財源の確保、流域下水道の整備の推進について、格段のご配慮をお願いしたい。

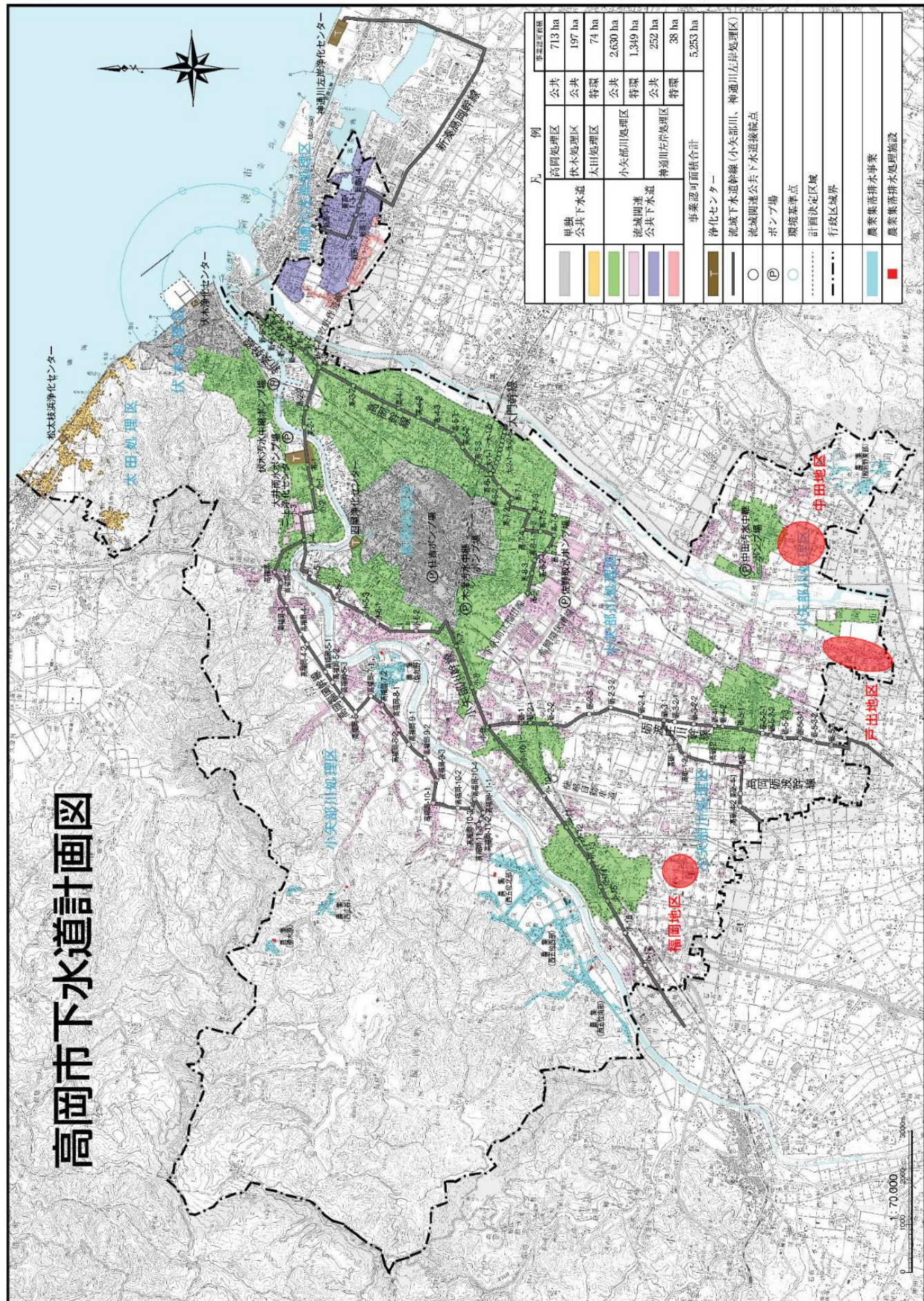
【担当】

上下水道局水道工務課水道計画係

(TEL:0766-20-1636)

上下水道局下水道工務課下水道計画係

(TEL:0766-20-1741)

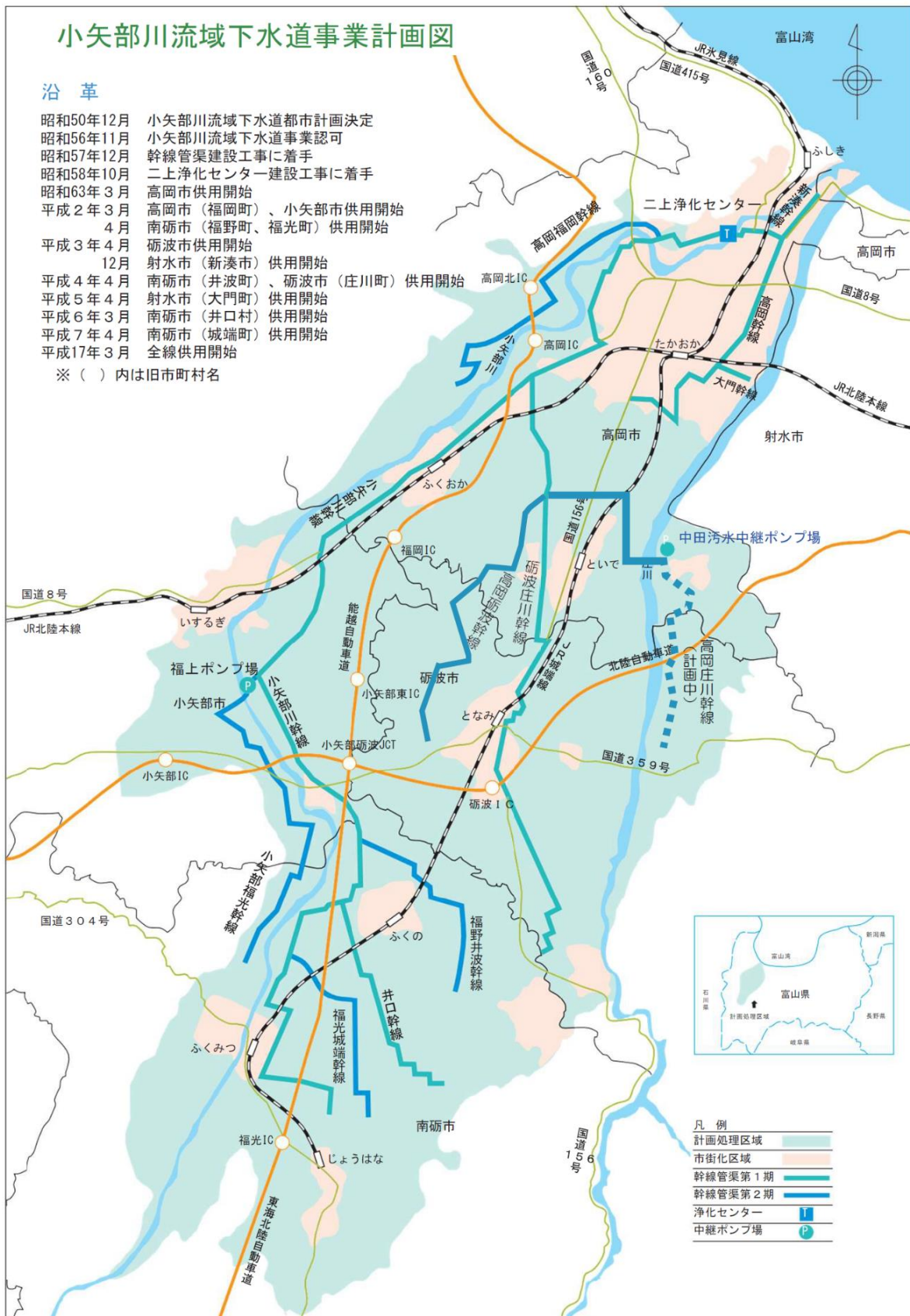


小矢部川流域下水道事業計画図

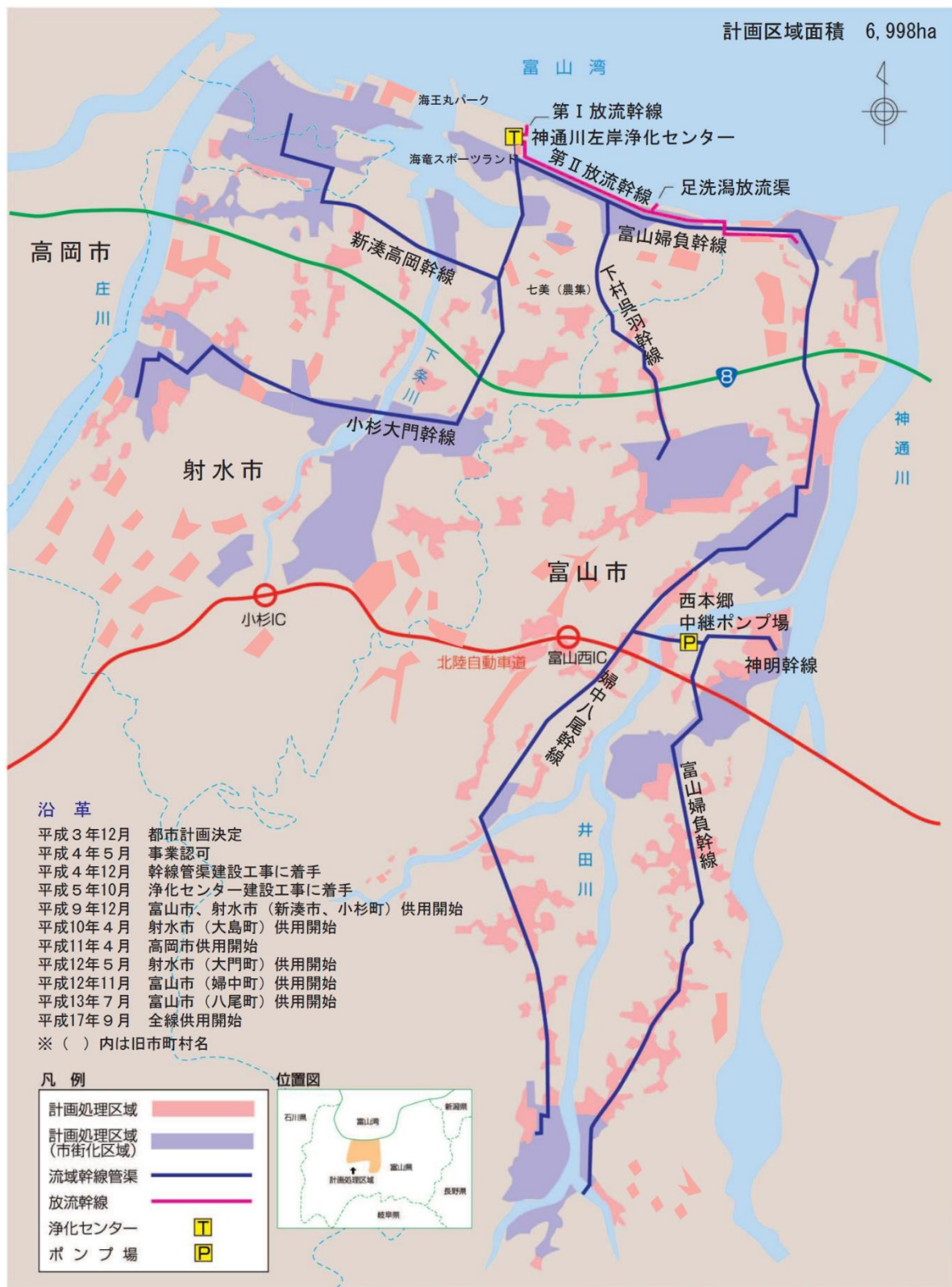
沿革

昭和50年12月	小矢部川流域下水道都市計画決定
昭和56年11月	小矢部川流域下水道事業認可
昭和57年12月	幹線管渠建設工事に着手
昭和58年10月	二上浄化センター建設工事に着手
昭和63年3月	高岡市供用開始
平成2年3月	高岡市（福岡町）、小矢部市供用開始
4月	南砺市（福野町、福光町）供用開始
平成3年4月	砺波市供用開始
12月	射水市（新湊市）供用開始
平成4年4月	南砺市（浪波町）、砺波市（庄川町）
平成5年4月	射水市（大門町）供用開始
平成6年3月	南砺市（井口村）供用開始
平成7年4月	南砺市（城端町）供用開始
平成17年3月	全線供用開始

※ () 内は旧市町村名



■神通川左岸流域下水道事業計画図



42 安全なまちづくりの推進について

警察本部（警務部警務課、地域部地域企画課）

【提案・要望事項】

- 高岡警察署（仮称）の着実な整備
- 運転免許証の即日交付が可能となる体制の早期整備
- 野村交番の移転整備

【現状と課題等】

本市では関係機関との連携のもと、市民一人ひとりが防犯意識を高めるとともに、日頃から不測の事態に備え、安全で安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいるところであるが、学校や公園などの身近な場所における犯罪への市民の不安は依然として高く、身近な警察署や交番の役割は益々重要になっている。

こうした中、富山県におかれては「富山県警察機能強化推進計画」に基づき、警察署の機能強化等を目的とした再編計画が進められ、移転予定の高岡西部中学校跡地に、高岡署と氷見署を統合した新しい警察署の建設を予定されている。令和12年度の完成に向けて着実に整備を進めていただきたい。

また、運転免許証については、本年3月からマイナンバーカードを運転免許証として利用できるマイナ免許証の運用が開始されたが、従来の運転免許証の交付を希望される方がおられることから、県西部においても、運転免許証更新時に即日交付を受けられる機能を備えた体制の整備をお願いしたい。

野村交番は、設置後30年以上が経過し老朽化も進んでおり、住宅街の一角に立地し、アクセス面での利便性が低く地元住民からも不安視する声が上がっており、アクセスに便利で小学校等が集まる主要地方道高岡環状線沿線に早期に移転する必要がある。その他の老朽化が著しい市内の交番についても、順次整備されることが望ましいと考えている。

以上のことを踏まえ、安全なまちづくりの推進について、格段のご配慮をお願いしたい。

【担当】

生活環境文化部市民生活課交通安全・防犯係

(TEL:0766-20-1342)

43 消防行政への財政支援について

危機管理局（消防課）

【提案・要望事項】

○緊急防災・減災事業債の事業期間の延長

- ・㊦消防本部・高岡消防署庁舎の整備
- ・消防艇の整備

○消防の連携・協力を資する市町村の取組に対する補助制度の創設

【現状と課題等】

消防本部・高岡消防署庁舎の車庫棟部分は昭和48年に建築され、防災拠点としての耐震基準を満たしていない状況である。防災拠点施設としての機能を確保するため、現有地での建て替えを行っているが、事業が令和3年から令和9年度までと長期に渡っている。また、近年の建築資材やエネルギーコスト等の高騰、労務単価の上昇等により事業費の増加が懸念されており、厳しい財政状況のもと、必要な財源の確保が課題となっている。

また令和6年2月、富山市、高岡市及び射水市の3市は、本県唯一の国際拠点港湾である伏木富山港をはじめ、沿岸部の災害対応に万全を期すことを目的に、消防庁が進める「消防の広域化及び連携・協力の推進」による消防力の強化に呼応し、新たに消防艇を共同で整備、運航することについて合意し、令和6年度から令和8年度にかけて、消防艇の建造を3市で行うこととしている。

ついては、令和7年度末までとされている「緊急防災・減災事業債」の事業期間の延長をお願いしたい。

併せて、消防艇を整備、運航するには多額の経費を要することから、市町村の消防の広域化に関する基本指針に基づく消防の連携・協力を資する市町村の取組に対する補助金制度の創設をお願いしたい。

【担当】

消防本部総務課

(TEL:0766-22-2266)

継続

44 密集市街地の再生に向けた取組の推進について

生活環境文化部（県民生活課）
土木部（都市計画課、建築住宅課）

【提案・要望事項】

- 地域住民による市街地再生の取組に向けた交付金の継続
- 勧告前の特定空家等の緊急時の安全措置における補助制度等の拡充
- 地籍調査事業に係る財政支援
- 人口集中地区かつ地図混乱地域における法務局地図作成事業の推進

【現状と課題等】

高岡駅北側に広がる本市の中心市街地は、狭隘な道路が多く、木造密集市街地を形成しており、消防活動や緊急車両の通行に支障をきたすなど、防災面のほか中心市街地の活力低下についても懸念される状況である。

このため、平成25年度にまちなか防災モデル事業のモデル地区を設定したうえで、防災まちづくり構想を策定し、老朽空き家の除却や狭隘道路の拡幅整備などに取り組んできた。現在、モデル地区の成果を他地区へ展開させ、令和5年度から国の財政支援をいただき、取組を強化している。

また、伏木地区においても中心市街地と同様の課題を抱えていたが、令和6年能登半島地震による被害からの復興に向けた取組が急務となったことから、令和7年度から同地区においても取組を行うこととしている。

空き家については、所有者等へは適正管理を求めるほか、空き家・空き地情報バンクへの登録促進など空き家・空き地の流通促進を図るとともに、除却支援等、特定空家等に至らぬよう未然防止策に取り組んできた。

こうしたなか、令和5年12月の空家等対策の推進に関する特別措置法の改正により、勧告を行った特定空家等の緊急時の安全措置の実施が可能となったところであるが、助言・指導を行っている段階での予測困難な緊急応急的な安全措置を実施する場合には支援の対象とならないことや空き家対策総合支援事業等の既存制度の手続きでは一定の日数を要するため、緊急時には利用できないことから、全額市の負担で実施せざるを得ない場合がある。こうしたことから、既存制度では対応できない予測困難な緊急時において、事後の交付申請等が可能となるよう支援制度の拡充や手続きの簡略化等の対応が必要と考える。

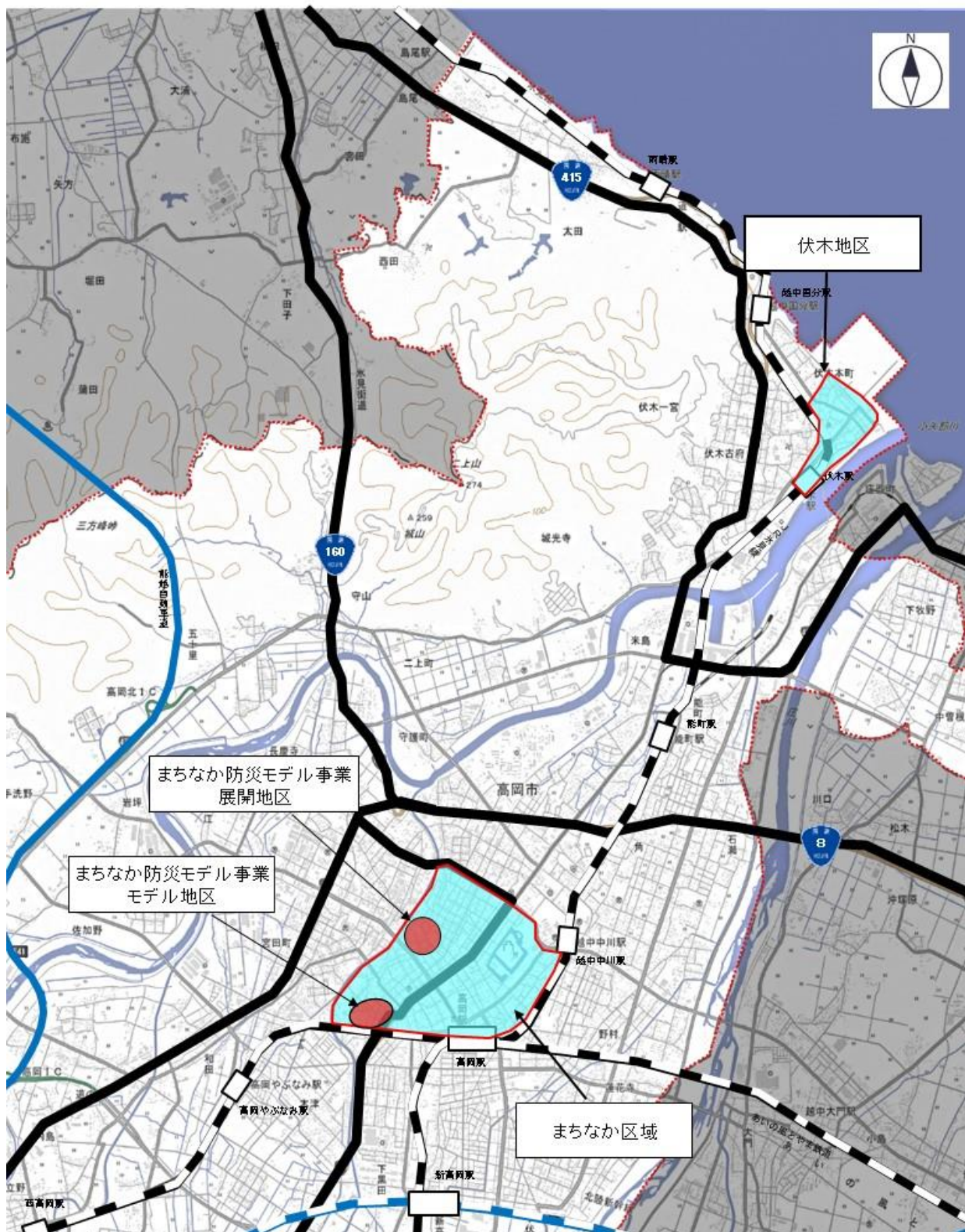
また、これら空き家・空き地など低未利用地の土地取引が円滑に行われるよう、地方自治体による地籍調査と法務局による法務局地図作成事業が連携しつつ、境界の明確化を進めることで円滑かつ早期に都市再生の推進が実現すると考えている。

については、密集市街地の再生に向けた取組について、格段のご配慮を願いたい。

【担当】

（空き家対策について）	
都市創造部建築政策課住宅政策係	（TEL：0766-30-7291）
（市街地再生・地籍調査について）	
都市創造部都市計画課市街地整備係	（TEL：0766-20-1409）
（復興に向けた取組について）	
都市創造部震災復旧推進課推進係	（TEL：0766-30-7299）

密集市街地の再生に向けた取組の推進について



45 災害に強い地域づくりの推進について

危機管理局（防災課）

【提案・要望事項】

- 「高岡断層」「射水断層」の地域評価等の早期公表
- ④地震被害想定調査及び津波シミュレーション調査結果の早期公表
- 大規模な災害が発生した際の広域避難における避難者情報集約と関係市町村での共有体制の構築

【現状と課題等】

近年の大規模災害の教訓と、発生すれば甚大な被害が想定されている邑知潟断層帯を震源とする地震を踏まえ、本市では、これまで国や県の指針等に基づき防災・減災対策に努めるとともに、災害に強い地域づくりを推進してきた。

平成27年に国土地理院から「高岡断層」と「射水断層」が公表されているが、これまでに詳細な調査は行われておらず、地震の規模や発生確率などの詳細が明らかにされていない。「高岡断層」と「射水断層」は、市域内に確認されており、特に「高岡断層」は本市の中心部かつ人口集中地域の直下に位置することから、その規模や震度によっては、邑知潟断層帯を超える被害も想定される。

また、令和6年の能登半島地震では津波が発生したことを踏まえ、周辺の活断層により想定される津波の影響を検証していただくことが必要である。

本市において一層の地震防災対策に取り組むためにも、「高岡断層」「射水断層」の評価を地震調査研究推進本部において速やかに実施・公表していただくとともに、富山県が実施する地震被害想定調査及び津波シミュレーション調査の結果を早期に公表いただきたい。

また、大規模災害発生時には被災市町村の避難所が使用できない場合や不足する場合が考えられることから、隣接市町村や隣県への広域的な避難を検討しておく必要がある。これまで各地域自主防災組織等主体の避難所運営を進めてきたところであるが、大規模災害発生時の、広域避難における避難者情報を集約し、関係市町村で共有できる体制の構築をお願いする。

【担当】

総務部危機管理課

(TEL:0766-20-1229)

46 罹災調査における判定の取扱いについて

危機管理局（防災課）

【提案・要望事項】

○住家被害の罹災調査における液状化等による被害の実態に即した判定基準の見直し

【現状と課題等】

現在の罹災調査においては、住家に地盤の損傷等に伴う傾きがある場合は、その傾斜により判定することが可能であるが、傾斜があまり無い状態で住家の地盤が均等に沈下した場合には、住民の生活や住家の機能回復に大きな影響が生じることとなるにも関わらず、その実情に即した判定とはなっていないのが現状である。

令和6年能登半島地震では、住家が連坦する地域において液状化による地盤沈下が面的に発生し、被害がより大きく生じており、日常生活の回復がより困難な状況となった事例が多くあった。

については、今後の地震による同様の事案に備え、評価において被害の実態に即した判定の取扱いとなるよう格段のご配慮をお願いしたい。

【担当】

総務部危機管理課

(TEL:0766-20-1229)

47 地震に備えた宅地・建物の安全確保、再度災害防止対策の推進について

土木部（建築住宅課）

【提案・要望事項】

○㊦公共施設と宅地の一体的な液状化対策及び住宅の耐震化の推進に向けた財政支援の継続

【現状と課題等】

令和6年能登半島地震では、本市において観測史上初となる震度5強を観測し、広範囲にわたって道路や上下水道等の社会インフラが甚大な被害を受けた。また、市内各所で地盤の液状化現象が発生し、宅地・建物の傾斜や沈下が多数発生したところである。

今後の大規模地震に備えて、液状化による被害を受けた宅地・建物の安全性確保を図るため、道路等の公共施設と宅地の一体的な液状化対策の検討と、住宅の耐震化に向けた取組を行っている。

現在、道路や宅地等における液状化の被害が大きかった地区を対象に、令和6年5月から液状化に関する基礎的な調査を行い、今後の大規模地震に備え、宅地液状化防止事業を検討しているところであり、実現に向けて財政支援をお願いしたい。

また、所有者が行う液状化被害宅地の復旧や建物の地盤改良工事等への支援事業並びに住宅の耐震改修を促進するための住宅・建築物安全ストック形成事業について、引き続き、継続的な財政支援をお願いしたい。

【担当】

都市創造部震災復旧推進課推進係	(TEL:0766-30-7299)
都市創造部建築政策課指導審査係	(TEL:0766-20-1429)
都市創造部建築政策課宅地開発係	(TEL:0766-20-1431)

48 河川整備等の促進について

土木部（河川課、都市計画課）

【提案・要望事項】

○河川の整備促進

- ・直轄河川（庄川、小矢部川）及び利賀ダム
- ・県管理河川（地久子川、谷内川、黒石川、広谷川）

○準用河川（内古川、守山川、四屋川）の整備に対する財政支援

○河川公園の整備推進への支援

- ・牧野河川公園

○下水道の整備推進に向けた防災・安全交付金の継続

- ・雨水管（公共区域：石瀬地区、下黒田地区）

【現状と課題等】

庄川・小矢部川をはじめとする河川の洪水浸水想定区域内には、高岡市の人口が集中する市街地や大規模商業施設及び工業地帯等が集積しており、ひとたび氾濫が発生すれば社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。庄川左岸（中田橋下流）では水衝部にあたる箇所が深掘れが進行し洪水時の洗掘・侵食により、小矢部川右岸（長江）では浸透により、堤防が決壊するおそれがあるため、堤防の強化が急がれる。また、庄川下流部では流下能力が不足し、庄川流域全体の治水安全度を向上させる利賀ダムや堤防の早期整備が地域から強く求められている。そのような中、令和5年7月12日から13日にかけて発生した豪雨では、小矢部川が氾濫危険水位を超えて、観測史上最高の水位を記録し、本川の氾濫こそ免れたものの、沿川では床上床下合わせて200件以上が浸水するなど、甚大な被害が発生した。

このように、水災害の激甚化・頻発化により、洪水による災害を未然に防止するための堤防整備や、ダムなど洪水調節を行う施設の整備だけではなく、国及び沿川自治体や企業・住民等あらゆる関係者が協働し、集水域から氾濫域にわたる流域全体で治水対策を行う「流域治水」の推進がより一層必要となっている。

本市としても、流域治水を推進すべく、令和6年には先の豪雨災害を踏まえ「高岡市緊急浸水対策行動計画」を改定し、準用河川、雨水幹線や用排水路の整備等、事業間の連携を図っているほか、排水ポンプ車等の運用を開始するなど、ハード・ソフトの両面から浸水対策に取り組んでいるところである。また、北部地域では、庄川河川敷の親水空間を活かし地域住民の憩いと安らぎの場として、防災活動拠点の機能を有した河川公園を整備し、早期の供用を目指している。

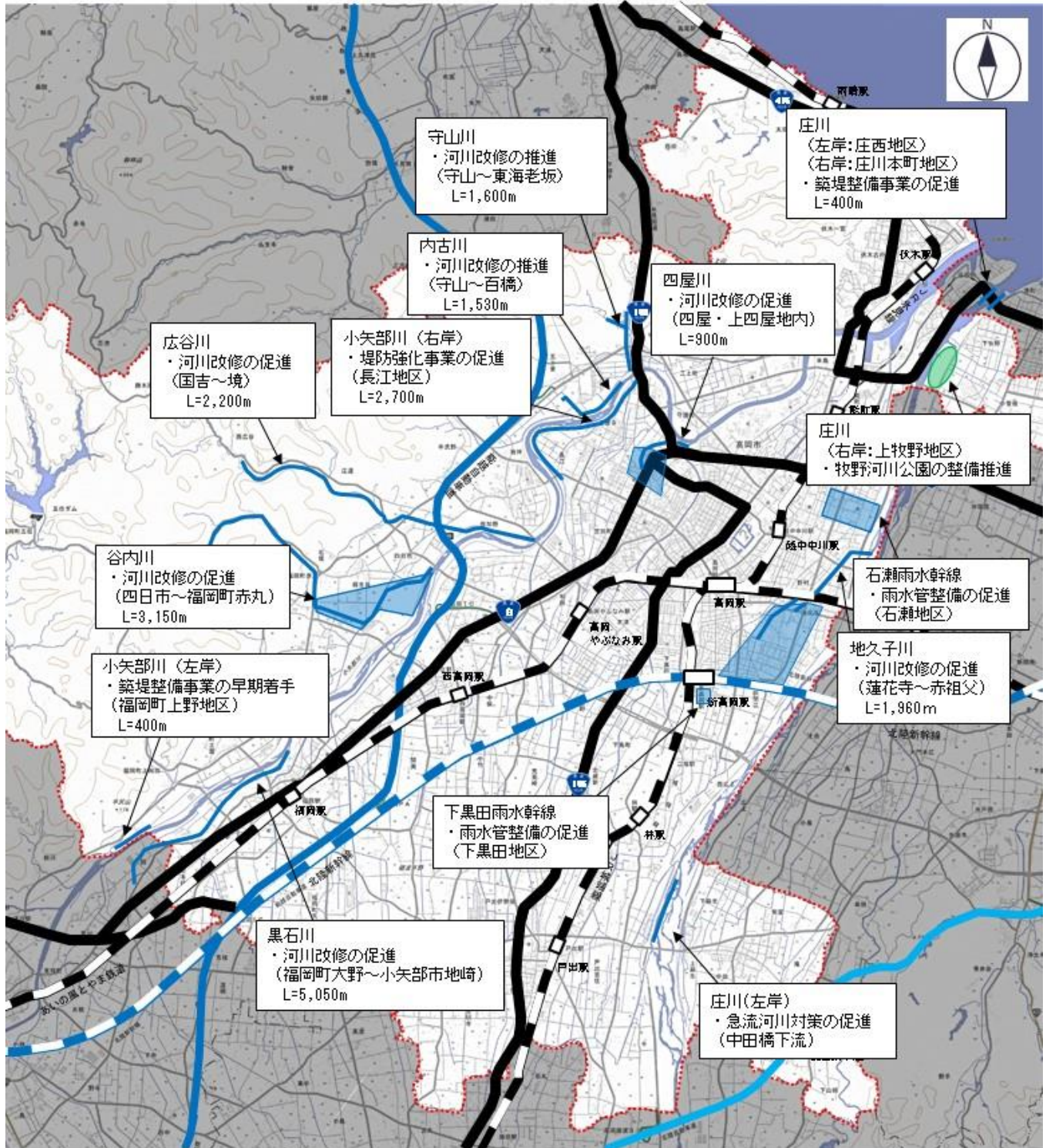
今後も引き続き、安全・安心な暮らしを守り、地域の生活基盤を確保していくためには、「流域治水」の根幹である国・県による河川改修、利賀ダムの建設を計画的かつ強力的に推進し、安全な社会基盤の形成と重要水防箇所の解消及び水と緑豊かな

な生活環境の創造を図っていくことが必要である。

ついては、河川、河川公園、ダムおよび下水道の整備について、格段のご配慮をお願いしたい。

【担当】	
（河川について）都市創造部土木維持課河川・港湾係	（TEL：0766-30-7288）
（河川公園について）都市創造部景観みどり課公園係	（TEL：0766-20-1187）
（下水道について）上下水道局下水道工務課下水道計画係	（TEL：0766-20-1741）

河川整備等の促進について



49 砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策の促進について

土木部（砂防課）

【提案・要望事項】

○砂防事業の促進

- | | |
|-----------|-------|
| ・西明寺川 | 砂防堰堤工 |
| ・伏木一宮（２） | 砂防堰堤工 |
| ・二上（２）（３） | 砂防堰堤工 |
| ・西海老坂（１） | 砂防堰堤工 |
| ・東海老坂（３） | 砂防堰堤工 |

○地すべり対策事業の促進

- | | |
|-----|---------|
| ・頭川 | 地すべり対策工 |
|-----|---------|

○急傾斜地崩壊対策事業の促進

- | | |
|-------------|----------|
| ・五位（２） | 土砂防止柵工等 |
| ・伏木一宮 | 法面工 |
| ・城光寺（２） | 法面工 |
| ・谷内（１） | 擁壁工 |
| ・㊦雨晴（１） | 法面工 |
| ・東海老坂（４）（５） | 崩壊土砂防止柵工 |

【現状と課題等】

近年、土石流、がけ崩れ、地すべりに加え、土砂・洪水氾濫や流木を伴う土砂災害による被害が多発・激甚化の一途をたどっている。本市においても局地的な集中豪雨により土砂災害の発生の危険度が高まっていることから、土砂災害による被害を未然に防止し、地域住民が安心して暮らすことのできる居住環境を確保していく必要がある。

ついては、砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業の促進について、格段のご配慮をお願いしたい。

【担当】

都市創造部土木維持課河川・港湾係

（TEL：0766-30-7288）

砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策の促進について

